

平成25年第4回尾鷲市議会定例会会議録

平成25年12月11日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成25年12月11日(水)午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員(13名)

1番 真井紀夫議員	2番 内山花静議員
3番 中平隆夫議員	4番 田中勲議員
5番 小川公明議員	6番 濱中佳芳子議員
7番 三鬼和昭議員	8番 南靖久議員
9番 榎本隆吉議員	10番 高村泰徳議員
11番 奥田尚佳議員	12番 三鬼孝之議員
13番 村田幸隆議員	

欠席議員(0名)

説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	山 口 武 美 君
会計管理者兼出納室長	大 倉 令 資 君
市長公室長	奥 村 英 仁 君
総務課長	大 川 一 文 君
財政課長	上 田 敏 博 君
防災危機管理室長	大 和 勝 浩 君
税務課長	中 森 將 人 君
市民サービス課長	南 進 君
福祉保健課長	下 村 新 吾 君

環 境 課 長  
商 工 観 光 推 進 課 長  
魚 ま ち 推 進 課 長  
木 の ま ち 推 進 課 長  
建 設 課 長  
水 道 部 長  
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長  
尾 鷲 総 合 病 院 医 事 課 長  
教 育 委 員 長  
教 育 長  
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長  
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長  
教 育 委 員 会 学 校 教 育 担 当 調 整 監  
監 査 委 員  
監 査 委 員 事 務 局 長

野 田 耕 史 君  
佐 野 憲 司 君  
内 山 洋 輔 君  
小 倉 宏 之 君  
更 谷 哲 也 君  
浜 田 一 志 君  
和 田 恭 典 君  
尾 崎 八 重 子 君  
平 山 豊 君  
二 村 直 司 君  
川 端 直 之 君  
川 口 清 君  
五 味 勝 哉 君  
桑 原 紘 市 君  
湯 浅 富 士 雄 君

議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長  
議 事 ・ 調 査 係 長  
議 事 ・ 調 査 係 書 記

内 山 雅 善  
岩 本 功  
松 永 佳 久

〔開議 午前10時00分〕

議長（高村泰徳議員） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において5番、小川公明議員、6番、瀧中佳芳子議員を指名いたします。

次に、日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、1番、真井紀夫議員。

〔1番（真井紀夫議員）登壇〕

1番（真井紀夫議員） おはようございます。一般質問をさせていただきます。

昨今、公共料金等の値上がりが続き、生活が厳しくなってきたと感じる市民の方が多いのではないのでしょうか。その中でも、年金だけで生活している方にとっては、一層厳しく感じていることと思います。

平成21年9月から、レジ袋が、それまで無料でしたが、1枚5円で買うことになりました。続いて、平成23年4月から、水道料金と国民健康保険料が大幅に値上がりしました。

また、ことしの4月から、家庭用一般廃棄物ごみの収集処理が有料となり、45リッターのごみ袋が、100円ショップやスーパー等で、1枚につき5円から10円ぐらいで買えましたが、市の指定ごみ袋は、5倍から10倍近い1枚45円になりました。

そして、来年の4月からは、消費税が現在の5%から8%になり、再来年の4月からは、さらに10%の消費税を支払うようになります。

あわせて、電気料金も郵便料金も値上げされるとの報道があり、高齢者や弱者にとって厳しい状況が続きます。収入はふえないのに、負担だけがどんどんふえていきます。法令や条例で定める税金関係や公共料金の値上げは、民間と比べて、大幅で一方的だと感じることはしばしばです。何か釈然としません。

今回は、水道料金とレジ袋について、そして、尾鷲市議会で何度も議論されてきた、公金未収になっている前市長の裁判費用等 59 万円の問題について質問をいたします。

私は切に、多少なりとも住みよい尾鷲のまちになってほしい、したいと願っていますが、最近の尾鷲市のイメージダウンはひどいものがあると思っています。市民の思いを何よりも大切にしなければと痛感する次第であります。

また、市民の税金を大切に、有効に使う、市民の生活を少しでも支えられるよう努力することが行政の課題であり、ふるさと尾鷲のまちづくりにつながっていくと考えます。そういった観点から質問をいたします。

まず、2年半前に値上げされた水道料金についてお尋ねをいたします。

平成23年4月から水道料金が、約30%の大幅値上げとなりました。ある程度の値上げは、水道事業会計上理解しなければと思いましたが、民間事業では到底考えられない公営企業の大幅値上げであり、特に少量の水道使用者にとっては、不公平な料金体系となりました。

水道料金は、基本料金と従量料金によって計算されていますが、基本料金として、一律10立米分の料金が固定セットされており、水道を全く使用しなくても、1カ月で1,155円の基本料金を負担することになっています。ひとり暮らしで65歳以上の住民が使用する水道量は、5立米から6立米が多いと思いますが、それに見合った基本料金にできませんか。今回は特に、高齢者や弱者に優しい配慮を水道の基本料金改定でお示しするよう求めるものであります。

尾鷲市には、ひとり暮らしで65歳以上の住民が約2,300人います。この方々は、日々節約して、洗濯や風呂等、工夫して節水に努めているのではないかと思います。

もし、1カ月で使用する水道量が5立米であるならば、使わない5立米分も合わせて、10立米分を基本料金として支払わなければならない現在の水道料金体系は、不公平な制度だと言わざるを得ません。例えば、病院に1カ月入院した場合、水道を一滴も使わなくても、現在の制度では、10立米分の1,155円の基本料金が請求されます。

基本料金は、水道給水施設の維持管理に充てますから、ある程度の負担をしてもらわなければなりません。公平で弱者に優しい市行政として、水道料金体系を見直す必要があると考えます。市長の見解をお尋ねします。

次に、レジ袋であります。レジ袋の有料については、地球温暖化防止を目的

として、尾鷲市と紀北町が合同協議会を立ち上げ、平成21年9月1日から、大型スーパーなど3業者9店舗と協定を締結され、お客様からレジ袋代として1枚5円をいただくことになり、現在に至っています。

その協定書第3項に、レジ袋の収益金を地域貢献活動などに使用し、その内容を定期的に社会に報告すると書いています。4年経過した現在、どのようになっていますか。

新聞の報道では、22年度、23年度、紀北町では、協定業者から50万円程度の物品が寄贈され、地域貢献活動が行われたとあります。尾鷲市は、協定業者の地域貢献はゼロのようです。協定書には、大手スーパー3業者と、当時の野呂三重県知事、奥山紀北町長、そして岩田市長、あなたが署名をしています。

そもそもレジ袋の製作費用は、全て大手スーパーが負担して、無料サービスでお客様に提供していたものであります。そのサービスをわざわざなしにして、レジ袋の費用は全てお客様の負担としたかわりに、その収益金は地域社会に還元するとし、レジ袋を有料化したことでCO<sub>2</sub>削減につながると説明を聞いてきましたが、どのような効果があったのでしょうか。

協定書第6項に、協議会はその効果を調査し、これを評価、公表するとありますが、既に4年以上が経過した現在においても、一度もその効果を公表していないと思います。なぜ公表しないのでしょうか。公表しない理由があるのでしょうか。

協定書に調印した大手スーパー3業者のレジ袋の年間使用枚数と収益金は、この4年間どの程度であったのか、報告願いたい。

さて、次に、公金未収の問題についてお尋ねします。

私は、この一般質問の冒頭に、少しでも住みよい尾鷲のまちにしていきたいと申し上げました。しかし、残念ながら、最近の尾鷲市のイメージダウンは大きく、いろいろな意味において、その影響は大変懸念されるところであります。

イメージダウンの要因は各種あると思いますが、中でも市民から厳しく問われている問題は、数年前の裁判費用として前市長が使用した公金59万円の返済はまだかと問う声が多数あり、また、市外県外から問われることもたびたびであります。

この問題の発端は6年前になりますが、市会議員であった前市長が、当時の伊藤市長への一般質問で、市内にある企業を指して、今回も疑惑ある会社が受ける工事や1億円もね、などと発言して、その企業から名誉棄損で訴えられました。

その後、その議員が尾鷲市長になったため、個人の訴訟から尾鷲市長宛ての訴訟に移り変わりました。そして、裁判費用などとして45万1,000円が尾鷲市の補正予算に計上されました。

このとき、私は、他の賛同議員とともに、前市長個人が議員当時に発言したことが訴えられたものであり、その裁判費用をなぜ尾鷲市が負担しなければならないのか、もってのほかと考え、予算計上の取り下げを主張いたしました。

結果は、総務産業常任委員会では4対3で私たちの主張は通ったのですが、本会議では8対6で予算が可決されました。議会が、多数決によって、前市長の裁判費用を公金で負担することに賛成したわけであります。

賛成議員の背景には、当事者としての前市長が、裁判の一審で敗訴したら市長を辞職し、裁判費用も市に返済すると言い切ったので、裁判の結果がどうであろうと市民に迷惑はかけないとの思いがあったようであります。

私は、敗訴のときには、この裁判費用は、前市長はやすやすと責任をとらないだろうと察していたのですが、やはり敗訴して3年後の今になって、その裁判費用は市に返済されていないと聞きます。

平成22年10月、原告の名誉棄損が認定され、前市長の敗訴が決定し、尾鷲市が、原告の企業に損害賠償金30万円を支払いました。

当然、尾鷲市は、前市長に裁判費用とその賠償金等を合わせた59万円を弁済するよう求め、平成22年度、平成23年度、弁償金として59万円の収入を予算計上しています。しかし、当時の担当者と副市長は、前市長にはどうも支払う意思のないことが読み取れるということで、何回も弁済についての文書を送ったそうですが、平成23年2月28日総務課宛てに届いた前市長の文書は、やはり同様の趣旨であったと、市議会総務産業常任委員会で報告と説明がありました。

裁判に負けたら支払うと約束したのに、今なお支払っていないのですが、市はもう諦めて、返済不可能で処理したのですか。前市長がやめてからは、なかなか本人に会えないのでなどと市担当者たちが言ってきましたが、今はいつでも会える状態なのに、どうしたというのですか。

市民の怒りの声も聞きます。もう予算にも出てきません。どのように処理をしたのですか。市民の前に、きちんと報告するべきではないでしょうか。岩田市長の見解をお伺いいたします。

壇上からは以上です。

議長（高村泰徳議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 初めに、現在の水道料金につきましては、過疎・少子高齢化、景気の悪化に伴う水需要の低迷及び大口需要企業の使用水量の大幅な減少等により、水道事業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあったことから、平成22年7月に、一般の水道利用者の代表で構成された尾鷲市水道料金等審議会に諮問を行い、慎重な審議を重ねていただいた結果を踏まえ、尾鷲市水道事業給水条例の一部を改正する条例案を全会一致で可決していただいた後、平成23年4月1日以降検針分から料金改定をいたしました。

本市の水道施設は、老朽化が著しく、更新時期を迎えております。水道事業は、独立採算性を基本とした公営企業であることから、経費削減等に向け努力しておりますが、安全安心でおいしい水の安定供給を図るためには、少なからずとも利用者に御負担をいただくことになることについて御理解をいただきたいと思っております。

今後、ますます過疎・少子高齢化、節水型機器の普及、事業開始期に整備した施設の老朽化など、水道事業を取り巻く環境は非常に厳しくなることが予想されます。水道という重要なライフラインを維持し、安定的に安全な水道水を提供することが私どもの責務でありますので、将来的な人口減少、大口需要の動向などを見据えた上で、安定的な経営基盤の確立、経営の効率化とコスト削減に努めてまいります。

また、今後の収支の状況及び使用状況等を検証しながら、見直しが必要となった際には、議員御指摘の使用水量が少ない高齢者等が安心して使用していただける生活を保障していくことも重要であると思っております。中長期的な収支見込みを十分に精査しつつ、高齢者世帯など、利用者がより利用しやすくなるよう、利用実態に即した公平な料金体系を検討してまいりたいと考えております。

次に、尾鷲・紀北地区におけるマイバッグ等の持参推進及びレジ袋有料化に関する協定に関しましては、平成21年9月に、イオンリテール株式会社、株式会社オークワ、株式会社主婦の店、尾鷲紀北レジ袋有料化推進会議、三重県地球温暖化防止活動推進センター、三重県尾鷲市、紀北町との間で締結しております。

レジ袋については、プラスチック容器包装の中で大きな排出割合を占めているため、事業所の協力のもと、マイバッグ持参を啓発しながら、レジ袋の無料配布を中止することによって、効果的な排出量の削減が可能となり、あわせて、問題となっている地球温暖化ガスであるCO<sub>2</sub>の発生抑制につながると判断したこと

から実施したものです。

協定の内容といたしましては、参加事業所が、地球温暖化防止と循環型社会構築に向けた環境配慮行動を推進し、次世代の子供たちによりよい地球環境を引き継ぐため、市民や行政と協働で、レジ袋の削減に取り組むこととしております。

協定に参加した市内及び紀北町の9事業所からは、平成21年9月より毎月各事業所からレジ袋の辞退率についての報告があり、開始当初から85%前後の高い数値で推移しております。このことは、マイバッグの普及とともに、市民の環境保全に対する意識の高さのあらわれだと考えております。

また、植樹活動、CO<sub>2</sub>削減、エネルギー使用量の削減、資源回収ボックスの設置によるリサイクルの推進など、各事業所が環境を保全するための社会貢献事業を実施されております。

協定にうたわれておりますレジ袋の収益金に関しては、リサイクル推進等の環境保全活動や地域貢献活動に使用し、その内容を社会に報告するとなっており、各事業所からは環境保全活動団体に対する寄附や、ごみ処理機、ソーラー発電機などの環境機材の寄附、あるいは植物性原料を用いた買い物かごの無料配布を実施している旨の報告を受けております。また、ある事業所では、地元の子供たちに対する環境教育を計画しているとの報告を受けております。

市といたしましても、こういった地域貢献がより有意義なものとなるよう、共同開催等も含めて支援してまいりたいと考えております。

次に、奥田元市長の裁判費用につきましては、先ほどの質問の中で、何回も弁済についての文書を送ったと議員さんが申しておりましたが、実際には、平成22年12月20日から6回文書を送付しており、最初の3回については、配達証明郵便で、そのうち1回は受け取りを辞退されており、残りの3回は普通郵便で送付させていただいており、平成24年8月9日が最後の送付となっております。

送付文書の内容は、お会いして話し合いの場を持ちたいという内容であります。

返事は、平成23年2月と平成23年9月に2回いただいております。返事の内容につきましては、平成23年3月10日に開催されました総務産業常任委員会で前副市長が答えておりますが、控訴したかったのに市が取り下げた、支払う意思のないことが読み取れる内容であります。

現在は、国家賠償法による求償訴訟を提起しても、法的根拠に乏しく、また、信義則に反している面もあることから、勝訴する可能性は極めて厳しいと思われることから、求償はしておりません。



また、今回の尾鷲市議会議員に当選後に、賠償金等の納入について弁護士に相談した結果、仮に本人が支払いたいと申し出があった場合であっても、納入してもらうことについては、寄附行為に当たるので納入してもらえないことを確認しております。

議長（高村泰徳議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 順を追って質問いたしたいと思いますが、まず最初に申し上げました水道料金、基本料金のことに関してですが、今現在、現実にある話。それは、尾鷲の少量しか使わない、そういう高齢者やとか弱者の方が、数リッターまでだと思えるんですけども、5立米ぐらいだと思えるんですけども、それから、お隣のまちの基本料金、水道料金と比べますと、数百円、尾鷲のほうが高いんですね。それは、あと10立米ぐらいになって、やっと同等ぐらいになってくるといことなんですけども、10立米ぐらいまでは、尾鷲のほうがかなり高いんです。

それは100円単位でございますけれども、それにしても、高齢者の方やとか弱者の方は、その数百円がやっぱり大きな金額だと思えるんです。そういう意味では、尾鷲市はもう少し優しい料金制度に、その辺のところを手直ししたらどうだろうか、こう思えるんです。

それで、今市長が言われたように、確かに、年数がたつに従って、また料金の全面的な見直しはしなければならんと、こう思えるんです。それはそのとおりだと、だろうと思えるんですけども、ただその辺の、一番少量しか使わない二千数百人の、2,300人と申しましたけども、施設へ入っている人なんかも抜いてありますので、そんな人を入れると二千数百人なんですけども、そういう方々の生活を、もう少し細かいところで配慮してやることも必要やないかと思うものですから、できたらその辺の基本料金のところだけでいっても、もう一遍再検討していただきたいと、このように思えるんですけど、いかがでしょうか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 尾鷲市の水道料金は、改定前は随分安かったということで、県下でも恐らく2番目ぐらいの安さだったと思っております。そういった中で、審議会にかけて答申をいただいて、水道料金の改定をさせていただいたわけですが、確かに真井議員のおっしゃられるように、いろいろな料金の設定の方法があると思います。

例えば、今尾鷲市では10立米までを基本料金としておりますけども、例えば

それを8立米にするとか、いろんなやり方をやっているところもあります。しかし、例えば10立米で見た場合、尾鷲市の水道料金については、全国平均よりも下ですし、県下の中でも真ん中ぐらいかなというふうに思っております。

しかし、おっしゃられたような高齢者とかでも、水道料金に対する思いというのがありますので、それにつきましては、次回の改定時に考慮をさせていただきたい。

といいますのは、やはり、前回の改定の時に、ある程度のシミュレーションをさせていただいて、なるべく長い期間この改定した料金を維持したいという思いのもとで料金設定をし、それによってシミュレーションもしておりますので、今回の段階で基本料金を改正するということは、そのシミュレーションが崩れることとなりますので、次回の改定時に検討をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（高村泰徳議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 市長の言われるシミュレーションが崩れるというのはわかるんですけど、よいふうになんか崩れていると思うんです。水道料金を値上げしたときには、かなりの赤字になっていくということで、これぐらいは上げておかんと、約3割でしたけど、困るんだというようなことやったと思うんですけど、今は、思わぬほど利益を、去年もおととしも上げたように思うんですね。予定しておったよりも、それは火力発電所のほうもかなり水道を使ってくれたからだと思うんですけども、そういう意味では、今、厳しい方向にいつておるんじゃないかと思うんですけども、そういうことがあるものですから、できたらその辺を見直ししてやってもらいたいなど。それは、面倒なことかもしれませんが、基本料金のところだけということで、お願いだけにしておきます、これは。

それから、次に、レジ袋ですけども、これは、尾鷲市に対して何も、報告だけですか。尾鷲市は、そういう協議会を紀北町とつくって、そしてその協議会が毎年それを報告していくというふうになんかうたわれておるように思うんですけどね。それで、尾鷲市も報告はしない、それから業者も、尾鷲市に報告はするけども、紀北町へしたようなことはしてきていないと。

これは、紀北町は紀北町で別で、尾鷲市は尾鷲市でもういいよというような形になっておるんですか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 社会貢献のやり方というのは、いろいろあると思います。例えば、私も確認しておりませんが、真井議員が、紀北町は50万円ぐらいの物品をいただいておりますということであれば、紀北町に存在する事業者の方が、町民じゃなしに紀北町に寄贈することが社会貢献だというふうに解釈して、そういうような扱いをしておると思うんですが、尾鷲市の場合は、市民の方に、例えばマイバッグを配っていただいたり、あるいは植物原料によるかご、これを配っていただいておりますというような形で、尾鷲市が受け取るんじゃないしに、市民の方に還元をいただいている、貢献をいただいております。そういう方法を尾鷲の事業者の方はとってみえるということで、御理解を願いたいと思います。

議長（高村泰徳議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 尾鷲市も、この大手スーパー業者さん、三つともあるんですね。これは地元新聞ですけども、紀北町だけにはしましたよというようなことが書いてあるんですけども、そういう意味では、尾鷲市は、裕福なのでいいだろうと、こういうことなのか、その辺もちょっと、せつかく公に約束したことから、その辺のところは、公平不公平とは言いませんけども、どうも尾鷲市が忘れられておるんじゃないかなとこういうふうに思うものですから喚起したわけですけども、ひとつその辺のところ、市長、また話し合ってください。市長が締結書類に署名をされておる、その当時の知事さんまでサインされて、立派なこういう契約書ができておるんですね。そういう意味では、何や形だけかいなということにならんように、ひとつお願いをしたいというふうに思います。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） レジ袋を負担していただいておりますのは、実際、85%が辞退されているわけですが、それ以外の方は、市民の方が払っていただいているわけですから、私としては、市に貢献していただくよりも、やっぱり市民に還元してもらうのが、それが一番の策ではないかなというふうに理解しております。

議長（高村泰徳議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） このことは、この辺のところでは置きます。

次に、この公金未収の問題について、もう一度質問させていただきたいと思っております。

22年度に続いて、23年度6月定例会の補正予算に、前市長の裁判費用59万円を計上していますが、そのときの予算審議の場で、議員から、財政上59万円を歳入に上げた以上は、きちっと一般会計に入れるとの気構えでなければなら

ない。法的手段も辞さないという構えでぜひやっていただきたいとの意見に、市長は、今回の補正予算59万円は、市の強い意思表示であり、途切れなく計上していきたいと考えている。御指摘の件は、粘り強くあらゆる交渉をしていきたいと応じています。しかし、その後の、昨年24年度、ことし25年度の2年間、この59万円が予算計上されていません。どういうことになっているのですか、そういうことであれば。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） これにつきましては、弁護士等の意見も踏まえまして、慎重に対応してきたところでありますけども、先ほども言いましたような、法的根拠に乏しいとか、そういった部分で、これ以上の進展は見込めないと判断して、当初予算計上は見送っております。

しかし、平成24年度においては、2回にわたり話し合いをしたいという旨の文書を送付させていただいているところであります。

議長（高村泰徳議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 市長は、23年に、粘り強くあらゆる交渉をしていきたいというふうな答弁をされて、そしてまた、岩田市長は、前市長がことし6月の、今回の市議会選挙で市議員に当選したので、賠償金の納入について弁護士に相談したが、仮に本人が支払いをしたいと申し出ても、寄附行為となるので納入してもらえないと確認したと、今先ほど、市長の答弁でしたが、私は、その考え方は理解することはできません。

前市長本人と話し合えるようになったのに、これまでの議会審議の内容を伝えることもせず、本人の現在の考えも聞かずに手をこまねていることは、それでよいのかと強く私は申し上げたい。公人から私人になれば弁償できることであり、弁償がこれから先になるとしても、今、覚書なり弁済契約書なり、取りつけるということの努力をするのが当然だと思うんですね。

2年前に予算計上したときの審議では、市長は、粘り強くやるんだと、こう言っておるんですから、弁護士が、寄附行為になるから、今言うても受け取ることはできないだろうと、そんなことを言われたんかと思えますけども、それはそれとして、やっぱり話し合うことが必要じゃないんですか。毎日でも会えるんですね、今やったら。そんなこと、議会に対して、市民に対して、納得のいく市長の考え、もう一度聞かせていただきたいというふうに思いますが。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 先ほど言わせていただいた、一つは寄附行為に当たるということでありますけども、その前の大前提の話として、奥田元市長の委員会発言は、法的根拠としては乏しいという話、国家賠償法による故意または重大な過失と認定するのはかなり厳しいという話、それからもう一つは、奥田元市長が、控訴しようとしたのに尾鷲市は控訴をしなかったというようなことで、信義則の問題、そういったことから、なかなか厳しいものがあるので、その両方の面から、一応請求行為には至っていないところであります。

議長（高村泰徳議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 私は理解も納得もできません、市長、今の御答弁は。

これは、もう少し前にさかのぼりますけど、平成20年10月29日、総務産業常任委員会の予算審議終盤の質問で、これはこの59万の予算を審議したんですけども、私は前市長に対して、今回の裁判費用にかかわる問題として、敗訴になったら控訴されるんでしょうか、高等裁判所、最高裁判所、どうなりますか、それとも結審ということで終わるんですか、はっきりとしておいてくださいと問いましたところ、前市長の答弁は、はっきりします、はっきりとします、控訴、上告ということがあるのか、その辺はちょっとわかりませんが、1審の段階で敗訴ということになれば、私は責任をとりたいというふうに考えておりますと明言をしております。

また、この発言の5日前に開かれた、これは臨時会を開いたときのものですから、臨時会のための議会運営委員会が開かれたんですね、5日前に。それが10月24日ですけども、その場でも、当時の濱口委員長の問いが、重ねて確認しますが、この45万1,000円を含めて、いずれにしても、結審の段階で市に一切迷惑をかけないということによろしいかとの問いに、前市長は、そういう理解で結構です、はいと答弁しています。

これらのことは、地元新聞にも報道しています。これですね。市に迷惑をかけない、個人補填を確約、これ、地元新聞ですけどね。その辺のところは、私、弁護士は御存じないと思うんです、こころのやりとりは。そういうことの経緯のわかっていない弁護士に相談して、弁護士がそのように言うたからといって、私は、それでよしとしたら、尾鷲市の公金の扱いはどうなっていくんだろうかと、こう思うんですね。

それから、1審で負けたら責任をとる、市には迷惑はかけないと前市長がみずから議会において発言している以上、支払ってもらうのが当然だと、これは私も

そう思うし、多くの市民もそう思っておりますよ。岩田市長のもう一遍御見解をお願いしたいんですけども。

また、平成23年6月17日、これは前市長が、支払う意思が現時点ではないのではないかというのに、収入に計上できるのか、これは岩田市長もよく覚えておられると思うんですけども、との議員の問いに、当時の横田副市長が次のように答えています。前市長が、公の場でおっしゃったことです。支払っていただける意思があるであろうと、こちらは信じさせていただいております。あくまで公での発言というのを重んじたいと思いますと述べているんですね。岩田市長も、横田副市長と考えは同じではないんですか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 顧問弁護士に相談するのに、いろんないきさつをお話しして相談するのが、これは筋でありますので、そういった新聞報道とか議会の発言内容とか、そういったものをお示ししての相談ということであります。

我々としましても、公的な議会での発言でありますので、それを重んじて予算に上げましたが、しかし、顧問弁護士とお話をする中で、なかなか厳しいという中で、現在に至っているというところであります。

議長（高村泰徳議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 私、その弁護士さん、どういう方がよくわかりませんが、恐らくこれまでの過程の具体的なやりとりというのは、ほとんど御理解されていないんじゃないかと思えますね。

それともう一つ、今回、前市長は控訴したとかせなんだとかと、こう言いますが、前市長が市長を退いた、これは尾鷲市を相手の裁判でしたから、その前は民法で個人相手でしたけども、それを前市長が、尾鷲市を相手ということで引き受けたということですね。それで、その前市長が途中でやめたと。

そうすると、次の市長がこれを、この裁判を踏襲したということは間違いのないと思うんですね。そうすると、前市長は何かというたら、あくまでも補助参加人だという立場ですね。それで岩田市長が、それを受ける被告の最高責任者ですね。

そういう形の中で、最終的に敗訴の判決が出て、それを受けるか受けないか、判断するのは岩田市長、あなたの権限でしょう。それを全協、議運へ報告がありましたけれども、それを議会側もよしとしたと。もうこれ以上争わん、ええなど。もう勝ち目がないなど、尾鷲の利益にならないなどということ判断されて、それでよしとしたと。それを気に入らんと言うて、補助参加人は、言うこと自身が間

違っていると思うんですよ。その権限も権利もないんですから。それやったら個人でやればよかったんです。個人で受けて、個人の訴訟で続けたらよかったんですね。ところが、尾鷲市を相手というふうにしてしもうたんですね。そのところ、わかりませんか。

そういうことでは、このことについて、市が控訴しなかったから信義則にちょっと反するんじゃないかというような考え方をする尾鷲市のほうが、どうもその辺が理屈が合わんのやないかと。当然のことをしたまでのことでしょう、権限の中で。間違っただけをやったんじゃないんでしょう、尾鷲市は。

ですから、国家賠償法には、そのことについては求償できるときちょっと書いてあるんですね。それが、法的根拠としては弱いとか、やれ、どうやとかと言いますけども、この国家賠償法に従って求償したらいいじゃないですか。その辺をもう一遍、考え直していただきたいと思います。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 我々は、これで終了させて市政に力を注ごうというふうな判断を持ったわけですが、元市長については、控訴の権利があるわけですから、それを控訴した中で、我々は最終的に控訴を取り下げたということでもありますので、その辺の考え方の違いかなというふうに思っておりますが、しかし、法的な問題、あるいは現在の寄附行為に当たるような問題からいってなかなか厳しいので、予算からも取り下げたということでもあります。

議長（高村泰徳議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 市長は、余り争いたくないという気が、やもんでかなと思ったりもするんですけども、そういうことではなしに、やっぱり公金の扱いですから、これは、法に基づいてきちとしなけりゃいかんと思うんですね。

そういう意味では、信義則の話も先ほど出ましたけども、前市長が市長時代、平成20年の話ですけど、そのときに議会とのやりとり、それらは公の場で、そしてそういう話で、最終的には認めたんですね、議会は。この裁判費用を。それは、市に迷惑はかけない、責任をとりますと、こういう形で、それでこの裁判費用を認めたという事実があるんですね。その約束というんですか、議会でのやりとりの中でのお互いに述べた言葉、これは、一つは信義則で言うたら守らないかと思うんですね。

それから、今度は、裁判が終わって敗訴になって、今市長が言われましたけども、前市長はもう権限も権利もないんでしょう。それはどこにありますか。ある

とは書いていない。それを引き続き受け持った次の市長が、全権を持っておるんじゃないですか。

こんなことを言うと恐縮ですけども、お隣の町でちょっと訴訟がありますけども、それは前の町長さんが訴えられて、最高裁まで行った話ですけども、そして現在、今度また再選された町長さんが、それを受け持ってやっておるんですね。もう前の町長さんは、あくまでも参考人ぐらいですね。表へ出てきませんけれども。現実の、現役の市長さんの権限だということでしょう。そうやないと、そのことについては携われないんですからね。

そういうことからすると、市長の敗訴と決めたことについては何ら間違いはないし、そのことについて、控訴ができななので支払いはせんのやという、そんな論法はありますか。何の権限もない前市長が、そんな勝手なことを言うて、それを認めるんですか。私はおかしいと思いますよ。

それが、もう一遍、弁護士さんに相談をしていただきたいと思うんですけども、弁護士さんにもいろんな見解があると思うんですけどね。こうだという人、ああだという、弁護士にもいろいろあると思うんですけども。場合によったら、複数の権威ある弁護士さんにも相談をして、この問題をきちっとけじめをつけていただきたいと、このように思いますけども、市長、どうですか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 尾鷲市が顧問弁護士としてお願いしている弁護士事務所には、何名かの弁護士さんがおりまして、そういった中での結論を出していただいておりますので、それを乗り越えて、他に相談をするということは控えさせていただきたいと思います。

議長（高村泰徳議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） そうすると、市長は、この問題については、もうこれで幕を引きたいと、このまま置いておいたら時効になるんかならないのか、その辺のところはわかりませんが、そういう考えですか。それとも、2年前に言うた、市長は、粘り強くやるんだ、しっかりやるんだと言うた言葉は全部取り消したいと、こういうことなんですか。その辺、もう一遍御答弁ください。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 現段階では市議会議員ですので、寄附行為に当たるということでありますけれども、もし、そういったことがなくなれば、引き続き話はさせていただきますと思っております。



議長（高村泰徳議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 現在、公人であるから、先ほども答弁がありましたけども、もし、支払うと言っても受け取れないと、寄附行為という違法な行為になってしまうからということでしょう。しかし、話し合いはできるでしょう。公人から私人になったら、一市民になったら、こういうことで清算をしてください、しますよというような話ぐらいはできるんでしょう。それすらもするのが面倒だと、こういうふうに考えておられるんですか。お答えください。

議長（高村泰徳議員） 総務課長。

総務課長（大川一文君） 実は、奥田議員が議員になられた後お会いしまして、お話をさせていただきました。

そのときには、今、市長がおっしゃってくれたように、国家賠償法に、法的根拠、厳しいということと、あと、寄附行為に当たるということで請求はしませんということは申し上げました。そのときに、本人さんには確認させていただいたんですけども、控訴を取り下げたことに対する不満と申しますか、そういうことで、奥田議員のほうは言っていますので、その取り下げたことに対する裁判と申しますか、そういうことになってくると思います。今後、もしそういうことになれば。

以上です。

議長（高村泰徳議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） ようわからんですね。尾鷲市が勝手に取り下げたもので、前市長にやっぱり遠慮せんなんのやというような、そんなような物の言い方に聞こえるんですけどね。私、それでは、議会に対する答弁とは全く違うように思いますし、それから、国家賠償法にも書かれておるんですよ。

第1条に書かれておるんですね。公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、これは前市長のことやというふうに置きかえてもいいんですけども、その職務について故意または過失によって違法に他人に損害を与えたときは、国または公共団体、これは尾鷲市ですね、公共団体がこれを賠償する責任を持つと書かれておるんですね。それで、責任を持ったんですね、尾鷲市が。30万払ったんですね、賠償金を。敗訴したから。

そして、2項には、「公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」と書いてあるんですね。

結局、裁判に負けたのは、1条の1項に書いてあったように、相手方に損害を

与えて、それが罪やということで負けたんでしょう。それは、故意または重大な過失か、どちらにしても、どちらかにあったんでしょう。だから負けたんでしょう。これがなかったら勝ったでしょう。勝訴したと思うんですよ。そうやけども、あったから敗訴になったんでしょう。

そういう意味では、あなた方、この公共団体の責任者です。これ、市民の大切な税金です。市民のお金なんです、この59万円は。これをしっかりと弁償してくださいと言うて取らないか義務があるんじゃないですか。私はそう思うんですけどね。

その辺のところを、弁護士さんはどういうふうに理解されたんかしらんけど、同じ弁護士事務所じゃなしに、違う弁護士事務所なり、権威ある弁護士さんにもぜひ相談してくださいよ。それでなかったら、市民の思い、また、議会の思い、納得いきませんよ。

今まで、何回となく審議してきましたけども、その都度、しっかりやりますと、こういう形で答弁を執行部のほうからいただいておりますけども、市長自身も2年前に、そのようにはっきり言っておるんですよ。それが、きょうこの場で、おかしなことに答弁が出てきたと。それまで一切そんなことを聞いておりませんけども、こう思うんですね。

そのことはさておいて、もう一度相談し直しをしていただきたいと思います。どうですか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 真井議員に国家賠償法を紹介していただきましたけども、故意または重大な過失というところが争点になっていくと思いますので、それがかなり厳しいという話、それから、奥田元市長が控訴したにもかかわらず、市は控訴を取り下げた、訴訟権利を閉ざしたということでありますので、その辺の争いになってくるのかなというふうに思っております。

議長（高村泰徳議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） いずれにしても、そんなふうになるのかなと思うって、こういうことですが、思うておらんと、現実には、弁護士でも、白いものを白いという人もあれば、黒いという人もあれば、いろんな物の考え方があるんですね、一つの法律に対してでも。そういう意味では、固定観念で物を判断するんじゃないしに、いろんな考え方を踏まえて、もう一度、その辺のところの責務を果たすように、ひとつ努力してもらいたいと思うんですね。

それでない、もう一つは、信義則という言葉が言われましたけども、議会と前市長とのやりとりの信義則をどう考えるんか。それから、現在の岩田市政と議会との問題についての審議した内容をどう考えるんか。その辺も、やっぱり十分認識をして取り組んでいただきたいと、このように思うんですけども。

最後の質問にします。もう一度御答弁ください。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） そういう信義則もあるということで、予算に計上してやらせていただいたことでもありますので、それが、現在の段階ではなかなか厳しいということで、今に至っております。

議長（高村泰徳議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） この問題について、執行部の考え方が、どうもその辺のところ不安定なふうには感じるんですけども、これは、市民がいまだに、どうなっておるんや、どうなっておるんやと言いつけている問題です。その辺を十分感じられて、執行部においても一度、その辺のところの取り組みを検討されるよう要望して、この一般質問を終わります。

以上です。

議長（高村泰徳議員） ここで10分間休憩いたします。再開は11時10分からです。

〔休憩 午前11時00分〕

〔再開 午前11時10分〕

議長（高村泰徳議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、13番、村田幸隆議員。

〔13番（村田幸隆議員）登壇〕

13番（村田幸隆議員） 一般質問に入る前に、私の質問時間は60分でございますので、市長には大変丁寧な答弁をいつもいただいておりますけれども、余り長く答弁をされると私の持ち時間がなくなりますので、今回、特に多項目にわたってお聞きをいたしたいと思っておりますので、私の質問が成就をいたしますように、どうか執行部には、そのところを十分御理解いただいて、御答弁をいただくということをまずもってお願い申し上げておきたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

ビジョン、『日本国語大辞典』では、想像して心の中に描いた情景、すなわち将来像とあります。岩田市政が発足してから、足かけ5年になろうとしておりま

す。1期目の4年は、前任者の施策の引き継ぎ、また、来期に向けての足固めでありましたが、2期目は、市長みずから言われた飛躍のときであります。

私は、議会に復帰して約6カ月、市長の政策のあり方、政治手腕を見てまいりました。議会を離れた4年間も側面から客観的に見てまいりましたが、その結果、僭越ではありますが、将来に対する尾鷲をこの形につくり上げていくといったビジョンと情熱が希薄に思われ、同時に、決断力が弱く感じられ、これらが市役所全体に大きな影響を与えているのではと、時には余計な感じを持つところであります。

もちろん、施策を進めるに当たっては、議決権を持つ議会とのよい意味での融和が不可欠であることは論をまたないものであります。この意識も希薄になりがちであり、たびたび議会でも指摘をされておるところであります。このような状態で、尾鷲市をどの方向に進ませ、尾鷲市民をどうしていくのかという、大もとであるビジョンが描けるとは到底思えません。市長には、これについての見解をまずお示ししていただきたいと思っております。

その上に立って、総合計画の中身に対し、具体的にお尋ねをいたしていきます。

市は、昨年3月に、第6次総合計画を発表いたしました。その中身については、将来都市像では、「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」に我々の思いが凝縮されているといううたい文句のもと、基本構想第1節、将来都市像で、市民と行政がともに事業を創造とあり、市民との共創を強調しております。

第2節では、基本目標として、みんながともに支え合い暮らせるまち（市民協働・安全・人権政策）、みんなが安心して健やかに暮らせるまち（健康・福祉対策）、みんなが豊かさの創造によりにぎやかに暮らせるまち（産業・集客交流政策）、みんなが子どもを育み心豊かに暮らせるまち（子ども・生涯学習・文化政策）、みんながいきいきと快適に暮らせるまち（環境・都市基盤政策）の5本柱を挙げておりますが、計画発表1年9カ月が経過した現在、各項目での、特に重点を置き取り組んできた案件の経過並びに結果も含めた現況及び課題をお伺いいたし、同時に、課題への今後の取り組み、また、達成の目途をお示しいただくということを申し上げ、1回目の質問といたします。

議長（高村泰徳議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） まず初めに、解答は手短にという話でありますけども、村田議員の熱い質問に対しては、私も熱く答えさせていただきたいと思っておりますの

で、多少長くなることは御理解を願いたいと思います。

まず、尾鷲市をどの方向に進ませるかについてであります。

昨年度からスタートさせた第6次尾鷲市総合計画では、将来都市像を「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」とし、その実現を図り、取り組みを進めるための重点的な取り組みとして、おわせ人づくりを進め、各事業を行っております。

また、おわせ人づくりを具体的に進めていくため、その推進エンジンを食に絞り、まちづくりを総合的に進める食のプロジェクトを立ち上げて、協議を行っているところであります。

今年度から2期目を担っているところでありますが、私の2期目の公約として、防災、健康、医療を含めた命のまちづくりをスローガンとし、市民の命を守るための施策を行っており、中でも、防災対策を最優先と考え、各事業を進めているところであります。

本市を取り巻く社会情勢は大変厳しいものであり、今のまま何もしなければ、じり貧になってしまうと思っております。決して容易に進められるものではありませんが、これまでの地ごしらえから羽ばたきへと進化させるために、職員とともに、停滞する本市の現状に危機感を持ち、時にはボトムアップによって、時にはトップダウンによって、職員ともどもみんなで議論を闘わせ、知恵を出し合いながら切磋琢磨して、できることから一つ一つ行い、誇りある尾鷲に向けて市政を進めていく思いであります。

今後も議員の皆様とともに、また、関係する皆様とともにタッグを組んで、本市の活性化に取り組んでまいりたいと思っております。

第6次尾鷲市総合計画の現況並びに課題についてであります。昨年度に第6次尾鷲市総合計画をスタートさせ、その約1年後に発表しました私の2期目の公約は、第6次総合計画を進めていく上でも課題であり、必要な取り組みである項目を挙げ、防災、健康、医療を含めた命のまちづくりをスローガンとし、まちづくり、産業づくり、おわせ人づくりの三つを柱といたしました。

まず、命のまちづくりは、市民の命を守るため、防災対策を最優先に、ソフト対策の充実とハード対策を推進し、他の施策との連携、協調をより図っております。

また、次代を担う子供たちの命を守る小中学校などの耐震化整備を初め、津波浸水予想区域に立地する保育所の移転整備を進めております。

命を育む健康につきましては、予防接種や保健指導などの予防医療を特に充実させ、健康教室やウォーキングなどの事業にも力を入れております。

また、安全安心な生活の確保は、医療の充実によるところが大であり、引き続き尾鷲総合病院の365日24時間の救急医療体制を堅持し、命を守るための地域医療の充実を行ってまいります。

ごみ袋の有料化では、市民の皆様には負担をお願いしておりますが、環境に優しいまち、美しいまちを推進するために、ごみの減量化等を進めております。

次に、命の糧となる産業づくりにつきましては、地場産業の林業や水産業を初めとする既存産業の振興はもとより、地域資源を生かした本市らしい産業づくりを進め、6次産業化や農商工等連携を図りながら、魚や木のまちを全国に情報発信するとともに、尾鷲ブランドづくりに努めております。

次に、それぞれのまちづくりの基本となる、おわせ人づくり及び教育につきましては、命のまちづくりを進める中で、主役は人であることから、次代を担う、地域を支える、産業を支える人づくりを進めるとともに、人を育てていくための教育ビジョンの推進にも力を注いでおります。

また、道の駅につきましては、情報発信、町なかへの誘客、防災拠点機能の充実などの複合的な役割を持った道の駅の整備に向けた取り組みを進め、地域の活性化を図ってまいりたいと思います。

そして、これらを総合的に進めるための推進エンジンとしての食のプロジェクトを位置づけ、取り組んでおります。

なお、達成の目途につきましては、それぞれの事業等によって事情が異なりますが、第6次尾鷲市総合計画期間内に達成してまいりたいと考えております。

議長（高村泰徳議員） 13番、村田議員。

13番（村田幸隆議員） 今、初期段階として第1に、市長の取り組み姿勢というものをお聞きしたわけであります。

これからは、総合計画に基づいて、私なりに、現在課題となっておるものを含めて、私の意見も申し上げながら、順次質問をしてまいりたいと思います。

今、目途は6次総合計画の期間中ということでありましたけれども、できればそれ以前に達成をされるよう、さらなる努力をまず求めておきたいと思います。

それから、職員とともに頑張っていくということでもあります。時にはトップダウンも必要かと思うという言葉がありましたね。まさに私は、今、質問で申し上げたことは、決断力が弱いのではないかというような失礼なことを申し上げたん

ですが、それはやっぱり、今あなたがおっしゃったトップダウン、このところを、市長が自信を持って、これをやっていくんだという強い信念のもとに職員を引っ張っていく、そういう姿勢が見えてはおるんですけども、もう少し出していただけないかなと。厳しい尾鷲市の状況を打破し、そして尾鷲市民のために頑張っていくためには、やっぱりトップがそれなりの心構えを持たなければいけない、このことを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

まず、基本目標1のみんながともに支え合い暮らせるまち、これで最重要課題はと申しますと、今、市長の答弁にもありましたが、防災の問題であります。これについては、中村山を改修して、総合避難場所と市役所移転も含めた総合拠点にと、以前から提言をしてきております。この庁舎の移転、市役所の用地ということについては、前回の議会で市長が、非常に私とそれも同感だというような共鳴をしていただきました。

そこで、進めていただけるのだろうなという気持ちは持っておりますけれども、きのうから議論となっております総合防災計画も含めた検討、これを総合的に今から進めていくんだということでありまして、もちろんこの中村山も、庁舎の移転とともに、中村山を総合的な防災拠点としていくんだということで、今からの構図を描かれていくのかということをお尋ねしたいと思います。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 中村山の活用も含めた総合的な防災構想につきましては、今、津波避難支援業務として、群馬大学の片田教授の御協力のもと、津波避難困難地域の把握とか、避難施設の最適な配置、あるいは防災拠点としての中村山のあり方や利用方法も考慮した避難所、避難場所の見直し等のための、今、シミュレーションを実施しているところであります。その結果をもとに、中村山も含めた本市の津波避難対策に関するスケジュールを作成する予定であります。

さらに、このシミュレーション結果を踏まえまして、来年度は地域防災計画の大幅な見直しも視野に入れておりまして、今後とも、これまで実施してきた対策をより一層強化しつつ、新たな対策についても進めてまいりたいと思います。

なお、市役所につきましては、まず、耐震診断を行い、といいますのは、補助の絡みもありますので、まず、耐震診断を行い、庁内検討会を設置して、一体的整備を検討してまいりたいと考えております。

議長（高村泰徳議員） 13番、村田議員。

13番（村田幸隆議員） きのうからの議論にもありますように、シミュレーション

を行って、ハザードマップをつくっていく。これは国からの、今からの発表があった後と聞いておりますけれども、恐らく26年度には配置も含めた発表をしていきたいという、きのうの市長の答弁でしたね。

ですから、そういう予定で進まれるんかと思っておりますけれども、その中には、今からの各議員の中に、防災ということについてかなりの質問があると思っておりますので、中身についてはその方にお任せをしたいと思っておりますけれども、いわゆる避難路、避難タワー、避難施設、避難場所、こういったものが、一つ一つ検討しながら進めていかなければならない。そういったものを、各点をつくった後に、尾鷲市のこの中村山を、いわゆる旧町内の総合防災拠点として位置づけてやっていただくことを私は以前から申し上げておりますので、庁舎の移転も含めた、そういう検討を重ねていただくように、ぜひ実現をしていただくようによろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。

それから、国の津波高の浸水予想見直し、これは秋ごろに発表されると言われておりましたけど、まだ発表になっておりませんよね。市ではそれに基づいて、県と協議をしながらハザードマップ等を作成していく、これは、まさにきのう市長さんが言われたとおりだと思うんですけども、この国の見直しがまだされていない時期、早い時期に発表されることを私、願うものでありますけれども、これがずるずるずるずる、例えばの話、おくれてきたら、それに伴って市の計画もおくれていくんだということでは、私は、これはたまったものじゃない。ですから、賢明な大和室長のことです。その辺は十分お考えをして、お考えをいただいて行動されておると思うんですけども、ひとつ市独自で防災計画をどんどん進めていただく、このことを強く要望しておきたいと思っております。

まさに国と連動してやっていくというのが基本でありますけれども、尾鷲は尾鷲でまず進めていくということで、大体の今度、見直しの、あなたも予想というものを出ておるかと思うんですけども、そういったところも自分なりに組み立てて、防災課で組み立てて、一刻も早くこれの完成にこぎつけていただくことを強く要望しておきたいと思っております。これについて、室長、何かありますか。市長ですか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） ハザードマップを中心に、本年度、既に津波避難支援業務について、シミュレーションを実施しております。その結果がハザードマップや避難所の見直しの基礎データとなるため、国や県の動きを待つことなく、今進めてい



るところであります。それによってシミュレーションが本年度中に完成するため、来年度に新たなハザードマップも作成したいと考えております。

国を待つことなく、今進めております。しかし、国の来た時点では修正もあるとは思いますが、とりあえず市独自で進めているところでもあります。

議長（高村泰徳議員） 13番、村田議員。

13番（村田幸隆議員） 市長から答えがありましたので、室長はしゃべってくれませんか、それはそれで、市長と同じだろうなと理解はしておきます。

次に、時間がありませんので、みんなが豊かさの創造によりにぎやかに暮らせるまち、これは集客、産業ですね。そういうと、この問題になると、やっぱり道の駅ということになるんですね。

今現在、尾鷲市は、国のほうに道の駅の設置をもう申し出ておきまして、私はその際に、道の駅の申し出というよりも、まず、尾鷲市の市内の中に集客施設を、きちっとしたものを構築して、それから道の駅というのが順路ではないかというふうに申し上げました。今も考えは変わっておりませんが、市としては、まず意思表示をしなければいけないということで、国に申し出ております。

この道の駅、南北高速の開通と同時に恐らくなると思うんですけども、そうになると、予測ですが、4年後、5年後になるんですね。この4年後、5年後の間に、いかに尾鷲市に集客をさせるかという施設を構築するかということがかなめとなってくるんですね。

ですから、国のほうに申し入れたという時点で、担当は、その辺の集客施設の構想というものを描いておると思うんですけども、その辺は今お考えですか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 道の駅につきましては、本年の8月12日に国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所に、尾鷲南インター付近への道の駅の設置に係る要望及び熊野尾鷲道路 期線の事業に関する提案を提出したところでもあります。

その際に、道の駅実現に向け勉強会を設置して調整するというお話をいただきまして、8月29日及び11月21日の2回、紀勢国道事務所において、本市からは副市長初め関係室長、課長及び担当職員が、また、紀勢国道事務所からは担当課長等の出席をいただいて、勉強会を開催したところでもあります。

これらの勉強会の中では、本市のまちづくりや道の駅の基本的な考え方を御説明させていただいております。

地域振興施設の構想といたしましては、道の駅に休憩機能、情報発信機能、地

域の連携機能に、多機能である防災機能等を含めた機能を有する必要があります。その中でも、情報発信機能は、本市の魅力を来訪者に紹介して、次の機会も含めた町なかへの誘引をつくり、町なかでの物販を振興するためのものであることから、道の駅が担う役割の中でも、非常に大きいと考えております。そのためには、議員言われたように、町なかの魅力を高めること、それから商品の魅力を高めることと、それを見せるための仕掛けが必要であると考えております。

これら一連の施設の規模に関しましては、食を地域活性化の一貫した推進エンジンとして捉えた食のプロジェクトの中で、近い将来に全線開通する熊野尾鷲道路を観光客が通る大きな動線として捉え、尾鷲南インターチェンジ付近に、何がどれだけ、どのように必要かなどから、道の駅の位置づけを検討していくこととしています。

町なかへの集客施設の重要性については十分認識しておりますし、ソフト対策とあわせて、町なかの、例えば食の拠点づくりとか、そういったものについても取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（高村泰徳議員） 13番、村田議員。

13番（村田幸隆議員） そうなると、やっぱり集客施設の中身はどうかということなんですけれども、集客施設、これはもちろん、尾鷲市は海のまちでありますから、海が中心となると思うんですね。海を主体にするんですが、いわゆる海、これを幹にして、何を枝葉として絡ませていくんかということが重要となってきますよね。今、こつまみフェアとかいろいろありますけれども、そういったものを、どういう形でこの2年、3年のうちに展開していったら、まとめていくのかという、その構想が必要だと思うんですけれども、これはどうお考えですか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） そのとおりでありまして、そのために、市役所内に食のプロジェクトチームをつかって、そういうものに対しての取り組みを今やっているところでもあります。

議長（高村泰徳議員） 13番、村田議員。

13番（村田幸隆議員） プロジェクトチームということについては、後ほど触れたいと思いますけれども、そうなると、やっぱり何といたっても海が主体になってくるわけなんです。そして、海というと、漁業関係、これ、市長、耳の痛いところでありますけれども、市長と漁業組合長との問題、これについて、以前から私は、修復をしていただきたいということを申し上げたんですね。依然として、まださ

れていない。大もととなったこの石材の問題については、市長は反対ということ  
を言明されました。このことによって、漁業界、いわゆる漁業組合のほうも、非  
常に態度が軟化をしてきておるといふか、理解をしておるんですね。

こういった中で、私はやっぱり、市長がいち早く駆けつけて、漁業組合との関  
係を修復するということが、やっぱり第一前提だと思うんです。それがまだやら  
れていない。なぜ市長が行かないのかと不思議でならないんですけれども、そこ  
のところ、市長の御意見をお聞かせいただきたいと思います。

今、漁業関係は、マグロ漁船等も新造して、水揚げ増大対策、あるいは地域の  
活性化のために試食等のイベントも積極的にやられておる。こういう漁業界とや  
っぱり早く手を結ばないと、これは、なるものもならないんですから。今の状態  
でも、いわゆる担当、魚まち推進課ですか、課長あたりが行ったり、担当が行っ  
て、基本的なものは支障なくやられておりますけれども、やっぱり大きな問題と  
なれば、トップ同士が話をして、首長の考えを聞いていただく、それをもとに漁  
業関係も、どういう形で協力ができるんかということ突き詰めていかないと、  
これは幾ら尾鷲市の中に拠点をつくるんだといっても、そのことがクリアされな  
いことには、私は、始まっていかない。

ですから、ぜひとも市長の修復ということについて、今ここで、もう近々やる  
んだというのなら、言明をしていただきたい。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 村田議員から、漁協サイドの私への姿勢、要は軟化している  
かという話をお聞かせ願いましたので、早い時期に話し合いたいと思っております。

議長（高村泰徳議員） 13番、村田議員。

13番（村田幸隆議員） 軟化しているというのは、私の判断で、市長も、それは肌  
で感じておられると思うんですよ。何回となく、私は組合長と話をしておる。市  
長は来ましたか、来ませんよ、話には来ていないですよ、会っていないですよ  
ということを聞いています。私はきのう、おととい電話したんですから。ですから、  
来ればええのになというように言っているんですね。

ですから、ぜひもう、近いうちにじゃなくて、議会が終わり次第、行って修復  
をしていただきたい。そのときに、私のような者でも、必要とあらば私もお供さ  
せていただきますので、ぜひ市長、ここで行っていただくということを強く申し  
上げておきたいと思っております。

それから、道の駅に関連して、まちづくりということは、まず海が拠点である

から、漁業組合との関係を修復していただきたいということをまず強く申し上げて、その上に立って、道の駅を申し入れておるんですけれども、きのうの議論にもありましたように、小原野用地を何とかいい形で開発できないか。もったいないです。

これは、長野市長当時から言われておるんですね。長野市長当時から、小原野用地については造成をするのか、あるいはどこから企業を誘致するのかということで、何回となく私も議論をしてきました。しかし、手つかずのままになってきておる。あの小原野用地、大変すばらしい用地でありますし、造成をし改良すれば、何でも持ってこられるという用地でありますから、その辺のところを、道の駅とともに、いわゆる尾鷲市の産業振興のために、尾鷲市の発展のために、何かの拠点にならないかということをやっぱり考えるべきだと私は思うんですよ。

そこで、私、いつも提案をしておるんですけれども、取り上げてもらえないんですけれども、私の思ったこと、まず言わせていただきます。

道の駅については、道の駅と別に、小原野用地については、物産施設の設置、農産物、林産物、魚介類、海産物、その特販売を絡めた総合集配施設、いわゆる私が勝手に名前をつけたんですけれども、尾鷲物販ステーション、こういったものを考えてはどうかと思います。

これも提案をしておきますし、もう一点は、用地開発を行って、これは私、20年ぐらい前に議会で提案したんですが、取り上げてもらえなかったんですが、全国の健常高齢者に、尾鷲で余生を穏やかに過ごしてもらおうための住宅供給から、最終的にはお寺からお墓まで、こういった一連のシステム構築を行って、いわゆる県外より、集客ではなく集人施設、こういったものをつくってはどうかということを改めて御提案申し上げたいと思う。

もちろん、そのまちについては、セキュリティーシステムできちっと管理をされるということは大前提でありますけれども、住宅供給とかいろいろになると、尾鷲の地域の産物をどんどんどんどん使っていくということにもなりますし、幾ら御老人であっても人口は1人ですから、人口増大のために、いろいろな施策を練っておりますけども、なかなか人口がふえるということは難しい。

それでお年寄りに来てもらおうというんじゃなくて、せっかくのこの小原野用地があって、そして、周囲の環境はすばらしいものがあるんですから、全国のお年寄りの方には、退職をされて健常者であるけれども、どこか田舎で暮らしたいなという方はたくさんいる。そこのところへ目をつけて、人生後半のライフスタ

イルを尾鷲市が、株式会社のような立場になって全国の健常高齢者に提供するんだというような、こういう考えも一つのプランになるのではないかなと思うので、発言をしておきたいと思います。

それから、これらの件をいろいろ検討したりするのは、先ほど市長が言われておりますけれども、人材の育成をしなければいけない。そのために、今からの尾鷲市のために、各課の統合も含めて、そしていろんなプロジェクトチームを立ち上げていくんだということをきのうから言われておりますね。まさにそこなんです。まさにそこなんです。

プロジェクトチームを立ち上げていただきたいというのは私も同じ思いでありますけれども、やっぱり、統合するというのは結構なんですよ。その場その場、そしてそのときそのときの状況によって機構改革をやっていくというのは、私は結構だと思う。

しかし、尾鷲市の生き残りをかけて、尾鷲市の開発を図っていくということであれば、私は専門のプロジェクトチーム、いわゆる検討をする政策立案の室、部屋、そういうチームを、エキスパートを集めたチームをつくって、課の統合じゃなくて、別個に部署をつくっていただくということを強く要望しておきたいと思います。

こういうことをやることによって、いわゆる人材の育成、今、市役所には人材がごろごろしている。ここに、課長さん方は賢明な方ばかりでございますけれども、課長さん方だけでなく、いわゆる30代後半から40代全般の方で、非常に有能な人材がたくさんいるんです。こういう方を、そういう専門のプロジェクトチームに入れて、研さんを重ね、そして、尾鷲市のためにはどうあるべきかというようなことを自由気ままに発想のできるような、そういった部屋を設けるといことが今の尾鷲にも必要ではないかなと思うので、機構改革をやるのであれば、ぜひそのことを考えていただきたい。

この後、私は、プールの陳情の件で、少しですがお話をさせていただくんですが、例えばこのプールの件なんかでも、プールがなくなった、さあ、大変だ、これは窮地に陥った、尾鷲市としては大変な問題だと言われておる。

しかし、このところを、大変だ大変だだけでなく、この大変な場面を有利な展開に持っていく、むしろここをチャンスと受けとめて、じゃ、次のプールをつくるためにはどういう展開を図ったらいいのかというような、いわゆる尾鷲には深層水もあります。これは、競泳の場合は、深層水を温水にして泳ぐことが効力

があるのか、それともだめなのかわかりません。わかりません、私、素人ですから、わかりませんけれども、例えば、深層水の温水プールを小原野用地に設置していくというようなことも、やっぱり、これはスポーツだけじゃなしに、尾鷲市の発展のための深層水売り込む一つの大きな、私は、ものになるのではないかと思いますから、そういったことを、ここで落ち込むんじゃなくて、落ち込んだ際にどうするんだという、逆転の発想ができるような、そういう自由な発想、政策立案ができるような、エキスパートによるプロジェクトチームというものをぜひつくり上げていただきたい。こういうことをやることによって、若い人がどんどんどんどん成長していく。尾鷲の厳しい状況を切り抜けていくためには、市役所の若手をどんどんどんどん活用しなければ、私はだめだと思っております。

人事のことについては、人事権の侵害と言われたらだめですから、私は深くは申しませんけれども、人事にしても、いわゆる年功序列、課長の登用試験とかいうのがあります。これはこれでやらなければいけないんでしょうけども。ないんですか、今、もうないんですか。課長の年功序列というような形になってきているのが実態なんです。全国どこの自治体でもそうなんです。

しかし、私はそれだけじゃなくて、若い人でも結構なんですよ。四十七から八、そのぐらいになると課長にしなければいけないと、そういう感覚じゃなくて、三十七、八から40代でもいいじゃないですか。これはやれると思ったら、そういう人材をどんどんどんどん登用していく。きのう女性の課長の登用という話もありましたけども、そういうことも含めて、若い人を今からどんどんやらせていく、そして、やりがいを持たせる、やりがいがあるような職場環境づくりをするということが、私は、今の尾鷲市に一番求められておることだと思っておりますので、ぜひよろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。

これについて、一言だけ答弁いただきたい。一言。もう、時間ない。二言でもいいよ。

議長（高村泰徳議員） どっちで。

13番（村田幸隆議員） 人材育成。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） おっしゃるとおりでありまして、私も若い職員の意識、要するに尾鷲に対する思い、これをぜひ吸い上げたいなというふうに思っております。だから、食についてもプロジェクトチームをつくって、みんなで議論しておりますし、これからの大きな問題については、そういった形で対応していきたい。

それから、人事においても、若い人の登用はどんどんやっていきたいなと思っております。

まさに、村田議員が提案された小原野についても、きのうから三鬼議員からも提案がありました。いろんな提案があるところでもありますので、これについても、ぜひプロジェクトをつくって、これからの小原野をどうしていくのか、それを議論させていただきたいというように思っております。

議長（高村泰徳議員） 13番、村田議員。

13番（村田幸隆議員） 市長、そのとおりに進めていただきたいと思います。その中で、小原野だけではなく、尾鷲市の産業の発展ということについて、十分伸び伸びと議論のできるような体制をぜひつくり上げていただきたいと思います、このことを要望してきたいと思います。

次に、みんなが子どもを育み心豊かに暮らせるまち、これは、プールの問題がありますね。このプールの問題については、去る11月25日に8,366人の署名を添え、今、九千何百人になっておると先ほど会長から聞きましたけれども、陳情がありました。それぞれ市長、教育長、それから議会ということで、陳情が来ました。

議会にも、本定例会で、委員会で、議会の陳情について、プールの陳情について審議をするわけでございますけれども、皆さんが、このプールの必要性ということについては十分認識をされておるようでありますので、議会でも、わかりませんけれども、採択をされるのではないかなと思いますけれども、しかし、採択をされたからといって、やっぱり財源の裏づけが必要でありますから、すぐにできるものではない。ですから、これはよく、私はわかっておる。

きのうの議論にもありましたように、海山の、紀北町の町長に、いろんな補助制度とか聞いたり相談をして、あらゆる手段をもって当たっていくという市長の言葉がありました。確かに、それは結構でございますけれども、私は、一つでは広域、そして紀北町あたりにも声をかけることも一つの案だとは思いますが、やっぱり尾鷲市内で、できるできないは別にして、尾鷲中学校のプールあたりを暫定的に、将来市民プールというものは、将来、中期的に考えていかなければならない政策だと思いますから、それまでに尾鷲中学あたりのプールを改良していただいて、ぜひともやっていく、このことを早く考えていただきたい。教育長のところにも行ったんですけども、教育長も、そういう考えには、そうですねということでございましたので、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

先ほど教育の面で、人を育むこと、これが人材育成も含めて大事だと、教育の面で、言われましたけれども、これは学校も、きのうからおっしゃっておりますけれども、もういろんな全国大会で実績を上げておる。それとともに、尾鷲市民、老若男女を問わず、いわゆるプールで健康維持のために、いろんな運動、リハビリも兼ねておるということで、これはある種必要不可欠なものでございますから、この辺のところの改良というものをぜひ考えていただきたいと思います。

一言だけ、答弁ください。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） おっしゃられるように、短期、中期という考えのもとで、まずは、快挙をなし遂げていただいた中学生徒のよりよい環境整備の、これを早期整備させていただきたい、これを最優先で当たらせていただきたいなと思っておりますし、それから、健康づくりでプールを利用されている方についても、何らかの支援ができないか、それもあわせて今やっております。

しかし、市民プールにつきましては、議員おっしゃられるような、やっぱり中期的な観点で、スポーツ振興計画の中で位置づけてやっていきたい。ただし、中学生の練習環境は、早期に整備をさせていただきたいと思っております。

議長（高村泰徳議員） 13番、村田議員。

13番（村田幸隆議員） ぜひよろしく願いをいたしたいと思っております。

最後に、みんながいきいきと快適に暮らせるまちづくり。これは、環境の都市基盤政策の中で、生活環境の改善と公共用水路の水質保全を目的に、浄化槽の整備事業、これを進めていくということを今回も市長が改めて申されました。

このことについては、私は議員在職中じゃないときに提案されたということで、大方この方向性については、議会としては了承しておることを聞いておるんです。

ことしの9月に、浄化槽整備事業の常任委員会で浄化槽の整備事業に関する特定事業の選定について説明がありました。この中で、いわゆる市内業者の仕事の確保、安定、市の財政コスト、あるいは市民の負担軽減という、そういったうたい文句でこの事業が進められておりますけれども、この中には、いろんな問題が私はあると思うんです。こういうことをうたっておりますけれども、問題がたくさんあるように思います。

この内容を見ていると、市全域で、一般住宅を対象とした900基、10年間浄化槽設置業務を行う。本事業で設置された浄化槽と既に設置をされている一般住宅の浄化槽で、市が寄附を受けた浄化槽の維持管理と軽微な補修の実施、それ



から三つ目には、本事業で設置をされた浄化槽と既に設置をされた一般住宅の浄化槽で、市が寄附を受けた浄化槽を対象とした使用料の徴収業務、これら三つを行わせるんだ、その結果、やらせることによって、45年間で尾鷲市の財政軽減が4億400万円に上りますよ、そして、整備事業の促進を含めた事業の、さらに効率アップが図れますよ、住民サービスの向上が図れますよ、公共用水路の水質改善の早期改善と地域経済の活性化、この4点で非常に効果が出ますという、メリットづくしの大変な効果の事業でありますけれども、今、申し上げてきたように、その裏面には、いろんな面での問題があるんです。ですから、この問題について一つ一つ挙げていきたいと思っておりますので、担当課長、きちとした形でお答えを願いたい。

促進事業の効率化は、年間90基の設置とされております。他の状況を調べてみると、設置目標に数が届かず、これは一般住宅に限定をされておるんですけれども、一般住宅だけでなく、やむなく半公共施設にまで及んでいる。それで数を確保しておるといようなゆゆしき事態が起こってきておる。そんな中で、果たして目標数が確保できて、委託された民間企業がやっていけるのかどうかという問題がある。ですから、これに簡潔に、この問題についてお答えを願いたい。

議長（高村泰徳議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） この年間90基の設置につきましては、導入調査を行った結果、地域性等の判断をいたしまして、それと、その設置に係る住民さんの意向の部分、アンケート調査なんかも実施させていただいておりますので、90基ならば民間事業者としても、営業的な状態の中で、無理のないような状況の中で設置が可能であるというふうな、コンサルのほうの判断のもとに、90基という数字を設定させていただいております。

議長（高村泰徳議員） 13番、村田議員。

13番（村田幸隆議員） いかにも90基が、これ、妥当のように言われておりますけれども、私、調べたところによると、一昨年が54基、設置をされておるのが、これ、新築も含めてですよ。それから、昨年が55基、ことしは、現在まで49基か50基なんですよ。90基まであと40基あるんですよ。いずれを見ても、3年間で90基という目標は達していない。90基とした、あなた今簡単に言われましたけど、根拠はどこですか。

議長（高村泰徳議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） これ、行政が今現在、個人設置型という状況の中で進めて

おります。行政が進めるには、どちらかといえば、広報的な部分、こういう補助金制度がありますよという部分は、住民の方々に周知することはできるんですが、こちらから営業活動のような形でもって、積極的に勧めていくというようなことができないというふうな問題点がありますので、そこは民間活力を活用して、そういったもののアピールもしやすいような状況の流れをつくって行って、90基と。今、現実的には、54基の申請が現状では出ております。そういった部分のところの活力を使って90基、整備の促進を早めていきたいというふうな部分で考えております。

議長（高村泰徳議員） 13番、村田議員。

13番（村田幸隆議員） 今課長から言われました90基というのは、民間では達成できるのではないかというような見通しのもとにやったと言うけども、90基という、確かな確証はあるんですか。民間だから90基できるということは、まずないですよ。

尾鷲市の人口は、どんどんどんどん減ってきておる。市民の生活も、非常に厳しくなってきたおるんですよ。そんな中で、幾ら民間がやったからといって、90基もできる道理がない。これは、余りにも曖昧な数字でありますよ。これが一つ、問題を指摘しておきたいと思います。

90基というのは、尾鷲市の、あなた方の、まさに希望的観測の数字なんですよ。このことを再度考えていただくように申し上げておきたいと思います。

それから、45年間で4億400万円の財政負担軽減ということですが、PF Iで事業者も決定していない中、事業者が決定をしていないということについては、予算も決定をしていないんですよ。そんな中で、どうして、この4億400万円、これ、45年間って書いてありますけれども、軽減という試算が成り立ったんですか。

議長（高村泰徳議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） このPF I事業の前例を確認いたしまして、大体、浄化槽の基準額というものがございます。尾鷲市が今予定していますのが、高度処理型の浄化槽設置ということで、102万円というふうな基準額を設定しております。その中で、PF I事業によってやることによって、1割減というふうな部分が見込まれるであろうというふうな予測のもとに、4億400万円というふうな試算が出てくるというふうなことでございます。

議長（高村泰徳議員） 13番、村田議員。

13番(村田幸隆議員) いかにももっともらしい説明ありますが、そんなことは、まだPFI事業で完全に事業者も決まってない中で、軽々に出せるものじゃない。それを議会に示してきて、こういうことで安くなりますよというような説明は言語道断。こんなことを私は承知はできない。こんないい加減なやり方というのは、到底承知できません。

それから、もう一つ、住民サービスの向上、一口に書かれておりますけれども、これ、一般住宅の浄化槽の寄附が義務づけられておるんでしょう。浄化槽を市に寄附しなければいけないんでしょう。なおかつ住民が市に浄化槽を寄附した後に、それが設置をされておる用地については、永代の無償貸与をしなければならぬのですよ。

私は、いろんな市民に聞きました。そんなことをしてまで私は合併浄化槽にしたくないという意見がたくさんありますよ。

先ほど課長の中から、住民の説明アンケートも行っておりますということをおっしゃいましたが、アンケートは、無作為に1,000人に出されておるんです。解答が400余りですよ。そのアンケートをどういう形で出したかということ、今回のPFI事業で合併浄化槽を設置しますよというようなことじゃなくって、将来、合併浄化槽をやられますか、希望はありますかという類いの問題なんです。

ですから、このPFI事業についてのアンケートではないんです。だから、あなたのおっしゃることは全く当てはまらない。

それから、住民説明を行われたと言うけども、合計10回程度行われておると聞いております。全動員数が200名余りなんです。尾鷲市の中で200名余り。しかも、旧町内の住民が大半かということ、輪内方面の住民が大半なんです。旧町内は少ない。そんな中で、200人余りにこのことを簡略に説明して、誰が、1回説明を聞いて、そのことを熟知できますか。

そういった中で、一般市民にも住民にも説明をしておる、あるいはアンケートもしておる。こんなくくりでやってきて、こんないいかげんなやり方はない。これも私は、大変不満でならない。ですからこの件についても、また再び質問をさせていただきますと思います。

それから、地域経済の活性化ということについて書かれております。これについても、PFIで一業者に選定をされる、もちろん市としては、市内の業者全域にわたるように、そのとられた業者にいろいろ話をされて、調整をされるんでしょう。しかし、実際は、そううまくはいきませんよ。隣町を見ても、うまくはい

っていませんよ。

だから、こういったことを計画して、もちろんこれは尾鷲市にとっては、やらないよりはやったほうがいい制度だと私は思っております。しかし、こういった矛盾、あるいは不満がある中で、どんどん市が進めていくということについて私は、非常にこれは疑問を感じてならない。ですから、あえて今回質問をさせてもらったわけでありましてけれども。

今回、私は、今申し上げたことを十分精査して、行く行くは予算を出してくるんでしょう、事業者が決まったら。そうすると、議会で議決事項ということになりますね。もちろん料金の徴収等の条例案も出されてくるわけですね。それを見てから私も判断をしたいと思っておりますけれども、そのときには委員会もありますから、事細か、いろんなことについて私は質問をさせていただきたいと思っております。しかし、現在のような状況で、9月にあなたから説明を受けた内容では、到底、この事業がまともでいい事業ですなということは、私は判断ができないということ強く申し上げておきたいと思っております。

やっぱりうたい文句のとおりになるんだったらいいんですけども、そのうたい文句は一々、裏を返すと、いろんな問題が出てくる。ですから、私は、こういったことについては、十分慎重にやっていただかなければいけない。ここでは申し上げますけれども、申請の際に云々という話もいろいろ聞いてきております。

尾鷲にも、いろんな業者がたくさんいらっしゃるわけですから、そういった業者が、本当に皆さんが、十分仕事が万遍なく行き渡るのであれば、私ももろ手を挙げて賛成しますけれども、一部はたくさん仕事あるけれども、一部はそのために仕事がどんどんどんどん薄れていくんだということになれば、不公平なやり方、こんな不公平な制度をもってやろうと、尾鷲市の、ただただ職員が少なくて済む、そして経費節減ができるというだけで、こんな事業を強引に進めてはならない、私はそう思います。ですから、このことは強く申し上げておきたいと思っております。

ですから、今後まだ手順がありますけれども、本来ならば、今ごろはプロポーザルの結果が出ていてもいい時期だと思いますけど、随分とおくれておるんですね。どういうわけでおくれたんか知りませんが、おくれてきておる。おくれてきておるのならば、この際にやめたらどうですか、こんな事業。これをもしやっていくということであれば、やっていくことであれば、もっと納得のいく説明、きちっとした、どこから見ても、ああ、なるほどと理解のできるような事業展開というようなものを私は望んでおきたいと思っております。

真っ向から反対をするのではありませんよ。今後の市の取り組み方、進め方によって私も十分考えさせていただくということでありまして、尾鷲市のためになるということであれば、私は、協力もやぶさかではない。しかし、現在のままのようなことでは、このまま進めるということを容認するわけにはいかない。ほかの議員さんは知りませんよ。私はですよ。少なくとも私はそういう思いでありますので、強く申し上げておきたいと思います。

それから、やっぱり市民にもっと理解をしてもらおうということが必要ですね。全くわかっていないですよ。議会の方々は賢明な方々ばかりですから、理解をされておるんかわかりませんが、私、頭が悪いものですから、1回、2回、説明を聞いてもわからなかった。非常に複雑。複雑がゆえに、裏にそういった問題点というのがちょろちょろ隠されておるんですね。

ですから、やっぱりかみ砕いて、わかるように説明をしてやっていただくという、行政の進め方そのものに、私は問題があるんじゃないかと思っておりますから、この事業、どうなるかわかりませんが、あくまでも進めていくということであれば、きちっとした手だてを持って、きちっとした理由づけのもとに進めていただくということを強く申し上げておきたいと思います。

詳細については、今からまた行われるであろう委員会、それから審議委員会等で十分に議論をさせていただきたいと思います。

いろいろ申し上げましたけれども……。 (「いいですか」と呼ぶ者あり) どうぞ。

議長 (高村泰徳議員) 市長。

市長 (岩田昭人君) このPFIについては、まず、尾鷲市の浄化槽の設置の度合いが少ないという中で、何とか今後、公共用水域の浄化を確保しようという大前提があります。それと、あわせて、国、県の補助制度の流れがあります。今まで単独でやってきたものについても補助制度が認められていましたけども、しかし、国、県の流れが、単独じゃなしに合併浄化槽に流れているということを踏まえて、尾鷲市としては、合併浄化槽を推進しよう、については民間の活力を利用するPFIでやっていこうというような結論に至ったわけでありまして。

それで、村田議員が言われるような、市民に対しての説明が十分だとは、とても思っておりません。これについては指示を出して、十分説明をするように言ったところでありまして、今後の説明についても、議員の皆さんの説明についても、詳細にまた説明させていただきますので、その点だけは御理解を願いたいと思

ます。

議長（高村泰徳議員） 13番、村田議員。

13番（村田幸隆議員） 市長のおっしゃることはよくわかります。

国の流れでもってやられるということでありましてけれども、しかしこれは、全国で今、十何カ所しかやっていないわけですね。やっていないわけですね。大台町でも紀北町でも、やっていない。熊野も、この問題について、従来どおりの方式でやるということやっておるんですね。

ですから、従来どおりの方式でもやれないことはない。ただ、尾鷲市にとって、いわゆる浄化槽整備がどんどんどんどん進んでいかないと、ひいては尾鷲市の環境を悪化させるのではないかという、その気持ちはわかりますけれども、しかし、尾鷲市単独でやってもやれないことなのか。他市は、ずっとやっておるわけですから。

それを尾鷲市が、何でもかんでも、性急に進めてくるのだということ私を申し上げたいわけで、市長のおっしゃることもよくわかりますけれども、これはこれで、市長の言うことは受けとめたいと思いますけれども、なぜほかのところは単独でやられておるのに、どうして尾鷲市がこのPFIをやらなければいけないんだ。もちろん、PFIについては、いろんな相乗効果がありますからやりますよということなんですけれども、その相乗効果自体が曖昧であるから、私は、今、こう申し上げておるんですよ。

そして、第一に、地元の業者をやっぱり育成ということについてやれば、死活問題になってくる問題も出てくるわけですから、そこをやっぱりきちっと抑えて、そして、どういう事業をしていくんだということを進めていくということ、強く申し上げておきたいと思います。

いろいろ申し上げました。市長のおかげで1分余りましたから、最後に申し上げたいと思うんですけれども、いわゆる集客による活性化を求めて、人口増の策を積み重ねたり、財源が厳しい中で大変なことは、私なりに理解はしております。

ここで、市長に一大奮起をしていただいて、今尾鷲に、今現在尾鷲市に住んでおる、その人方の生活を、その人方の将来をどうしていくんだということを基本理念に、私は政治を進めていただきたいということを強く申し上げたい。そのことをすることによって、やがては、子の代、孫の代に引き継がれていって、それが住みやすいということになれば、外部からのIターン、Uターンというものも出てくる。外部から尾鷲市に人間が入ってくるという人口増大策ということにも

なる。尾鷲市に住む、住まなければいけない人間にどう手当てをするかということ  
を基本理念にやっていただくことを強く申し上げて、私の質問を終わります。  
ありがとうございました。

議長（高村泰徳議員） ここで休憩いたします。再開は午後 1 時 2 0 分よりいたしま  
す。

〔休憩 午後 0 時 1 1 分〕

〔再開 午後 1 時 2 0 分〕

議長（高村泰徳議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、2 番、内山花静議員。

〔2 番（内山花静議員）登壇〕

2 番（内山花静議員） 皆様には、昼食後ということで、少し眠たいと思うんですけ  
ども、少しの間だけおつき合いのほどよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行いますので、よろしく願いいたし  
ます。

私からの質問は、まちづくりについて、市長がどのような理念を有しているの  
か、どのような方向性を持っているのか、とりわけ、市長が定めた第 6 次総合計  
画、将来都市像「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」に向けた、今  
任期中の方向性をお答えいただきたいと思います。

市長は平成 2 1 年 7 月、初当選を遂げ、本年その 2 期目のスタートを切り、い  
よいよ岩田市政の本領を発揮する時期に入ったところであると推測しております。

元伊藤市長は、第 5 次尾鷲市総合計画、いわゆる尾鷲市新生ビジョンの中で、  
その将来都市像を「海の碧 山の緑 あふれる情熱 東紀州 おわせ」を掲げ、  
急速な少子高齢化の進行や人口減少時代の到来に備えた施策の展開を図ってまい  
りました。その中心的な視点として、本市が持つ海、山の豊かな資源を生かすこ  
とが重要であるとの認識から、海業、山業を推進してきたものでした。その集大  
成というべきが、海洋深層水を活用した事業の展開であったものと思っています。  
このことが、ついきのうのように思い出されます。

また、伊藤市長においては、人口 3 万人構想を打ち出し、議場でも活発な議論  
が交わされました。この構想は私の思いであるといった答弁が懐かしく思われま  
す。本市が目指すところを明確にあらわしたものであったように感じてなりません。  
ん。

岩田市長におきましても、昨年 3 月に新しく第 6 次尾鷲市総合計画を策定し、

現在、この計画に沿った事業の展開を図っているところと推測しておりますが、その中で、尾鷲市の過去50年間ずっと人口が減少し続けているところを強調され、元気な尾鷲を取り戻し、ふるさととして誇れるまちを市民と行政がともに作り次代につなげていきたいとの旨を明かしています。そのため、次代を担う人、地域を支える人、産業を支える人のおわせ人づくりに取り組むことが重要な課題であるとも言われています。

地域づくりは、人づくりから始めなければならないことは、今さら申し上げるまでもございませんが、行政側と民間有識者との連携を図る対策機関を設けて、計画的、定例的に推進していくことが必要であると認識しています。地域づくりのビジョンは、将来性に富む若い創造力が重要で、彼らの発言力、主導的な行動力を大切に育てる環境づくりが大きく左右すると思いますが、市長が進めるおわせ人づくりについての認識と方向性をお聞きしたいと思います。

地域に住む人にはそれぞれ役割があり、その人が地域社会や地域産業を支え、次代を担う人を育てていくものと認識しており、市長が進めるこの施策は、非常に有意義であると感じていましたが、いまだにその姿が見えてこないことが残念でなりません。市長自身、一体どのように進めていこうとしているのか、また、職員にはどのように指示を出しているのか、具体的に示してほしいと思います。

市長も御存じのように、尾鷲市の人口は2万人を切るところ、いや、もう切っているかもしれません。待たなしの状況ではありませんか。市長は、悠長に構えているときではありません。特に、働き手、担い手である若者が減少し、地域ににぎわいが失われている状況を改善し、いかに若者を定住させるか、喫緊の課題と認識していますが、市長御自身が描いている定住人口増加策、とりわけ人づくりについてお聞きしたいと思います。

私は、人生を大きく三つに分類することができると思っています。生まれてから高校、大学を卒業するまでの就学期、就職してから定年退職を迎えるまでの就労期、余暇を過ごす高齢期とに分けられ、まず就学期には、地域について学べる環境づくり、就労期には地域で安心して働ける環境づくり、高齢期には地域で安心して暮らせる環境づくりが、まちづくりの基盤ではないでしょうか。そうすることにより、元気で誇れるまちが育んでいくものと思います。

教育については、教育長の御尽力により、地域産業に触れ合う教育として取り組んでいただいております。その成果は近い将来必ずあらわれてくると思っています。子供たちが地域の産業に親しみを持ち、従事していただけるならば、以前のよう



な元気のあるまちがよみがえるのではないかと期待しているものであります。教育長、いかがですか。

人が元気であるには、体の健康、心の健康が備わっていることが必要で、それを育むには、私が以前から提唱していますスポーツの振興も一つの方法だと考えます。

2020年、東京でのオリンピック開催が決定されました。その翌年には、46年ぶりに、三重県で国民体育大会の開催も決定されています。このように、国のスポーツ振興は、国民のために着々と進みつつあります。昭和50年代初めには、本市にもスポーツ施設推進協議会のような機関があり、市民の健康のため、スポーツ集客交流のためにと、議会も市民団体も検討、頑張ってきたと聞いております。

しかし、本市は体育施設が不足していると、私は常に感じています。体育施設の拠点である体育館にしても、耐震性はなく、大雨が降ると雨漏りをする。これでは、昭和50年国民体育大会で行われた剣道競技の誘致も困難ではないかと考えますが、ほかに尾鷲市で開催される競技はあるのでしょうか。

近年では、尾鷲中学校の選手が全国に名をとどろかせた水泳競技においても、練習場の一つとして利用していた矢浜のスイミングクラブが、閉館を余儀なくされています。

築47年になろうとしている老朽化した体育文化会館、改修が望まれる野球場やテニスコート、今後希望したい高齢者用のスポーツ施設など、お考えいただきたいことがたくさんあります。

このように、施設面での不十分さが、就学期における子供たちの成長をとめているのではないのでしょうか。さらに、就労期、高齢期の方々においても、体の健康、心の健康を得られない要因につながっていると思います。

いつでも、好きなレベルで、いろいろなスポーツが気楽に楽しめ、健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりのため、市民の多くがスポーツに親しむ仕組みづくりが必要であると考えております。

そこで、これらの体育施設の認識、また、これからの利活用について、市長、教育長がどのようなお考えをお持ちか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、平成24年に策定された尾鷲市公共施設耐震改修計画では、その耐震改修実施施設の位置づけが示されています。その中で、体育文化会館、本庁舎は、計画期間を中期として位置づけられ、取り組み方針において優先度が高く、早期

の改修が望まれています。行政の中核をなす施設であり、さまざまな観点から詳細な計画実施が求められていることから、計画書を策定し、整備を図るとなっています。しかし、いまだに何も、その動きすら感じていません。一体いつから整備にかかるつもりなのか、はっきりと示してください。

既に社会体育施設耐震化事業も、国庫補助事業のメニューの一つにあります。そういったことを当然市長は認識していると思いますから、速やかに計画書を策定し、整備にかかってほしいと願っておりますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、本市の廃棄物行政について、数点質問させていただきたいと思います。

本市の清掃工場は、平成3年に稼働し、平成12年、13年度には、ダイオキシン特別措置法に基づく高度排ガス処理装置が整備され、今日に至っております。既に22年を経過し、その間、数多くの補修工事を重ね、維持をしております。近年では、1、2号機が耐火物補修工事、サイドプレート及びグレードバー取りかえ工事、バグフィルターろ布交換工事、煙突内筒取りかえ工事など、毎年のように補修工事費が1億円を超える状況で推移しています。

このような状況下、近隣市町で、広域での新ごみ処理施設の建設について協議をしているところですが、前進の兆しが見られないと感じてなりません。さらに、老朽化が進むと思われる清掃工場補修費などを考えますと、新ごみ処理施設の早期建設は、尾鷲市にとっても喫緊の課題であると思います。広域処理施設を建設した他市町の状況を見ても、相当な年数を要しており、現在、5市町においてどのような協議がなされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

当然のこととして、広域処理施設のメリットは十分に認識していますが、施設整備の目途が立たない状況であるならば、市単独での整備も含めて検討すべきではないでしょうか。建設用地の選定など、時間を要する案件も多いことから、早急に事業に着手する必要があると考えますが、市長はどのようなお考えをお持ちか、お聞かせ願いたいと思います。

一方、ごみの減量化については、尾鷲市指定ごみ袋の有料化に伴い、可燃ごみの減量幅が想定以上に大きいと聞いていますし、資源プラスチックの回収によってごみ袋の使用枚数が減ったり、袋の大きさを小さくしたりすることができたと、市民の皆様からも伺っております。これらは、市民の皆様方の減量化に対する熱心な取り組みのあらわれだと私は思っておりますが、指定袋の値段については、高過ぎるといった意見があることも事実です。新ごみ処理施設の建設が急がれる

中、ごみの排出量を可能な限り削減しておく必要があることは十分理解していますが、市長は、どのような条件が整えば、指定ごみ袋の価格を再検討することができるかと考えておられますか。

また、市民の中には、ひとり暮らしなので、今の15リットルの袋では大き過ぎる。10リットルのごみ袋をつくってほしいとの声が多く聞かれます。このことについては、既に議会でも論議されております。担当課は検討する旨の回答をしていますが、どのような判断をされたか、お聞きしまして、壇上からの質問といたします。

議長（高村泰徳議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 人口減少による地域力の低下は、地域産業の継続や伝統文化継承はもとより、防災活動や生活環境保全、食料確保などの、集落機能そのものの維持が困難になる可能性がある、喫緊の課題であると認識しています。

また、現状のままでは、市内に大学などの高等教育機関がないことや就業の場が少ないことから、ますます若者の市外流出が進み、人口のマイナスの循環が一層進んでしまい、地域力の低下が進んでまいります。

おわせ人づくりは、こうした人口減少による地域活力の減退、衰退を、次代、地域、産業という分野において、その分野で活動する環境づくりを支援しながら、活躍する人づくりを進めていき、地域力の低下に歯どめをかけ、マイナスの循環を食いとめ、あるいは、わずかでもプラスの循環に変えようとしていくものであります。

そのためには、都市部の若者層を中心に、地方への移住ニーズが高まっていることを受け、こうした希望を持つ人材を本市に引き入れ、受け入れるための仕組みづくりを進めることが不可欠であります。その一環として、現在、尾鷲商工会議所が進めておりますインターンシップやイノベーター養成などの中間支援事業と連携し、行政も一体となった地域での受け入れ態勢を構築してまいります。

具体的には、受け入れの際に不可欠である、住む場所、働く場所の確保に努めます。

住む場所については、今年度の空き家調査を受けて、来年度には活用できる空き家を登録する空き家バンク制度を構築し、各地区にも協力、理解を得ながら、地域ぐるみで移住者を受け入れていくための体制をつくってまいりたいと考えております。

働く場所については、これまでの三重尾鷲海洋深層水事業などでの企業誘致による雇用拡大、ものづくり塾やヤーヤ便などによる特産品開発・販路拡大事業、熊野古道を生かした地域づくりでの集客交流による地域振興など、第5次総合計画での地域資源を活用した産業振興事業を継続的に展開していくとともに、漁業担い手対策としての尾鷲市漁業体験教室や早田漁師塾の実施による地域産業を支える人づくりに対する支援や、尾鷲商工会議所が実施する、市内企業や事業者や商店等に都市部の優秀な人材を投入し、新しい事業への展開を促していくインターンシップ事業などの全国的な制度を積極的に活用し、都市部の移住ニーズを本市に受け入れるためのマッチングの仕組みを構築することで、移住促進の中でも、いわゆる生産年齢層の確保に努めてまいります。

空き家バンクの設置による住む場所の提供は不可欠ではありますが、空き家バンクの仕組みだけでは、定年後の老齢層の移住が中心となってしまいます。空き家バンクを、漁業担い手対策や、市内企業、事業所、商店などとの働く場所の提供の仕組みと連動させることで生産年齢層の流入を図り、人口減少が進む地域への新たな人材投入につなげ、若い創造力、発言力、行動力により、地域づくりのビジョンづくりも含めて、地域力の減退に歯どめをかけていくことが、次代、地域、産業を担い支えるおわせ人づくりにもつながるものと考えております。

この人づくりの環境をつくっていくためには、こうした人材に受け入れ後においてもかわり、フォローしていくための組織化を進め、就労後のスキルアップを目的とした人材育成のための研修などを行い、人材を確保するなど人づくりを進めていくことが肝要です。職員には日ごろから、担当業務を遂行する中で、課や係の枠を超えて横断的な連携をしっかりとれるよう指示しているものであります。定住、移住の取り組みにつきましても、各担当の業務を仕組みにつなげていこうとしているところであります。

次に、市内の若者の定住という点においては、尾鷲高校との連携が今後一層重要となってくると考えております。

次に、体育施設への認識及び今後の利活用についての御質問でございますが、議員の長年のスポーツ振興に対する熱意と努力に対しまして、深く感謝と敬意を表するものであります。

本市のスポーツ施設としては、体育文化会館を初め、ほとんどの施設が昭和年代の建築物で、設備の面においても老朽化が著しいものであると認識しております。近年では、健康に関する意識の向上から、高齢になってもスポーツを志す市

民の方々が、老朽化した施設にもかかわらず利用されており、そのために、少しずつでも満足していただけるよう、これからのスポーツ振興の指針となる尾鷲市スポーツ振興基本計画、仮称、スポーツはみんなのもの、やろらい尾鷲を策定し、施設整備に努力してまいりたいと考えております。

なお、市民プールにつきましては、類似施設等も参考にして調査をしているところであり、快挙をなし遂げた中学生等のよりよい練習環境の早期整備に向け、取り組んでまいります。あわせて、健康づくりでプールを利用されていた市民の方々への支援のあり方も検討しております。

体育文化会館及び市役所本庁の整備につきましては、国庫補助事業の中に、スポーツ施設（社会体育施設）整備事業があることは存じております。尾鷲市公共施設耐震改修計画の計画期間の分類におきまして、短期は平成24年度から平成28年度の5カ年で、中期は平成29年度から平成33年度の5カ年で、長期は平成34年度以降とされており、体育文化会館、庁舎本館、庁舎別館及び教育別館につきましては、まず、耐震診断を行い、庁内検討会を設置し、一体的整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、広域での新ごみ処理施設の建設については、以前から各市町の担当者レベルで協議を行ってききましたが、建設に関する具体的な事項を検討することができない状況で推移してきました。しかし、平成32年度以降は、三重県企業庁のRDF発電施設の稼働停止が決定されており、東紀州地域における将来のごみ処理施設のあり方を早急に決定する必要性が生じております。

そのため、8月末に東紀州4市町の首長に来鷲いただき、広域新ごみ処理施設の建設に関するお考えを伺いました。会議の中では、基本的に広域での新ごみ処理施設の建設に異論はなく、広域の枠組みを左右する建設用地の検討を急ぐ必要があるとの考えで一致いたしました。

先月の担当者会議では、それぞれの市町で、候補地となり得る用地の面積や周辺地域の環境、用途などが報告され、それぞれの用地の持つ課題や問題点について協議を行っております。また、広域処理施設の建設に当たって必要となる広域行政制度の概要と設立のための手続、循環型社会形成推進交付金制度の内容について県から説明を受けるなど、事務手続もあわせて検討を行っているところであります。

今後は、用地面積、用地取得の可能性など、建設用地の絞り込み作業を進めながら、可能な限り早い時期に枠組みを決定し、事業に着手してまいりたいと考え

ております。

単独での施設整備については、広域処理施設の建設費用、ランニングコスト、後年度負担等との比較において、議員も御承知のように、市の財政負担が極端に大きくなることから、5市町で広域処理施設の建設を目指した協議を進めているところで、広域の枠組みのめどにつきましては、県企業庁のRDF発電施設の稼働停止までに施設を建設する必要があることから、広域での実施は、新年度の早い時期に決定する必要があると考えております。その決定時期がおくると、単独での建設を選択せざるを得ない状況になると考えており、そのようにならないためにも、広域処理の実現に向けた取り組みをより一層強める必要があると考えております。

次に、指定ごみ袋の価格設定につきましては、制度そのものが4月にスタートしたばかりであり、第3回定例会でも申しましたように、減量効果の定着がしっかりと確認できた段階で、改めて検討してまいりたいと考えております。市民の方の中には、もっと小さな指定ごみ袋が欲しいとの御要望があることから、新年度には、新たに10リットルの指定ごみ袋を作成するための準備を進めているところであります。

また、従来サイズの指定ごみ袋においても、市民需要の確実な把握や情報収集等により、生産コストの削減に努め、手数料収入については、市民に還元するための有効な施策を講じてまいりたいと考えております。

議長（高村泰徳議員） 教育長。

教育長（二村直司君） それでは、質問にお答えします。

教育は人づくりでございます。尾鷲の子供たちが尾鷲に誇りを持ち、愛することのできる人に育つよう、現在、ふるさと教育として、地場産業体験学習や職場体験学習をカリキュラムに位置づけて取り組んでおります。

小学校では、地域性を生かしたトチの森学習や米づくり、茶摘み体験、山の神、しめ縄づくり、おさすり・ちまきづくり、野菜づくりなどのほか、低学年では、夏ミカンジュースづくり、アジの干物づくり、ヒノキシートを使つてのえとの馬づくりなどに取り組んでおります。

高学年では、プレカット工場や木材市場などを見学するヒノキ巡り、そしてヒノキの間伐や苗植え体験、夏休みを活用した、5年生130名による水産高校の実習船しろちどりでの体験航海、アオリイカの産卵床づくりから料理までの一連の流れの体験など、多様で豊かな地場産業を体験しております。

例えば、アオリイカの体験をした子供たちは、その生態を知るとともに、尾鷲の海のすばらしさを改めて認識しました。また、漁業に携わる人たちのロープワークの手際よさに感心し、料理を教えていただいた人たちとのかかわりからは、イカのさばき方やうまく食べられる方法などを教わり、体験した子供たちは皆、もう一度したいという満足感や充実感がございました。

中学校では、地域における職場体験を実施し、尾鷲中学校は57事業所に161名の生徒が、輪内中学校は10事業所に14名の生徒がお世話になり、実際の仕事を体験させていただきました。生まれ育ったこの尾鷲の地で、地域の人々とともに働くことを通して、働くことの苦労や喜びを再発見し、従来仕事を自分のものとして受けとめ、将来の仕事を考えていく貴重な体験ができたのではないかと考えております。

ところで、本年度も昨年度に引き続き、尾鷲への帰属意識も含めた調査を実施いたしました。

結果は、尾鷲に住みたい、どちらかといえば住みたいと回答した児童・生徒が、小学生で、昨年65%でありましたものが73%に上昇し、中学生が、昨年43%であったものが54%と、昨年に比べ、小中とも10%近くふえました。

こうした子供たちの現状を把握しますと、ふるさと教育におけるさまざまな体験活動は、地域に対する見方、考え方が深まり、尾鷲に誇りを持ち、愛することができ、将来、自分が育ったこの尾鷲に住みたい、尾鷲の担い手になりたいという、人づくりにつながるのではないかと期待しております。

次に、体育施設への認識でございますが、建築後46年経過した体育文化会館は、建物及びトイレ等の設備面においても老朽化が激しいものがあり、市営野球場ではスタンドの傷み、テニスコートはコート面がかたいことなど、安全安心、快適という視点で見たとき、スポーツの交流拠点・活動拠点施設としての機能に幾つかの課題がございます。

本市のスポーツ施設利用者も、高齢者の方々が年々多くなっております。安全に安心して楽しむことができ、健康を維持していけるような環境づくりが必要と考えております。

ただ、この老朽化した施設、設備が多く、これまでも必要な補修を随時行っておりますが、耐震化の推進や全面的改修などにつきましては時間も予算もかかることですので、安全安心、快適の視点で、当面改善できるところから計画的に改修を行い、市民の皆さんがより快適に利活用できるよう、施設、設備の維持管理

や運営に努めてまいります。

議長（高村泰徳議員） 2番、内山議員。

2番（内山花静議員） 大変わかりやすい答弁をいただきまして、ありがとうございます。

質問の事項が多岐にわたっておるというのはわかっておるんですけども、まず、人づくりからちょっとお伺いしたいと思います。

市長さんが、これ、先ほど終わりました、第5次総合計画の中身からの人づくりのことに、村田議員さんと重複するあれがあると思いますんですけども、よろしくお願ひいたしたいと思います。

あっちこっちいっぱい置いたので、どこに何が入っておるかさっぱりわからないんですけども、御勘弁をよろしくお願ひいたします。定住人口のこともちょっと含まれるので、よろしくお願ひしたいと思います。

人づくりについては、やはり市の職員と連携して、おわせ人づくりというのをやっているということは重々わかりました。この人づくりをして、尾鷲の将来の、未来にぜひやってほしいと思います。私はあくまでも、これ、定住人口のことを今回質問させていただきたいと思いますので、定住人口のほうに入らせていただきたいと思います。

定住人口、これについては前回の質問で、まちづくりについてということで、Iターン、Uターンについての定住人口をやったらいかがですかというのを質問させてもらうたことがあるんですけども、今回は違う面から、ちょっと定住人口に入らせていただきたいと思います。

これ、第5次総合計画の中からということで、質問させていただきたいと思います。第6次総合計画やな、この人口推計というのを見せていただくといと、もうあと10年で約5,000人ぐらい前後の人口が減り、今2万人としておるところ、約1万5,000人になっていく、こういうことを考えると、20年後には1万人、それで30年後には5,000人。30年、40年、50年後には、尾鷲市からは人口は一人もおらんようになっていないかなと、私はそういうような危惧をしておるんですけど、そういうことは絶対ないと思いますんですけども、市長、今、この定住人口について真剣に取り組まないと、将来の尾鷲というのは描けないんじゃないかなと私、常々思っておるんですけども、市長、この人口推計についてどのように考えていますか。

議長（高村泰徳議員） 市長。



市長（岩田昭人君） 人口が減るということは、地域力あるいは地域の経済力の衰退につながっていきますので、何とかその人口減少をとめる手だてはないかということで、さまざまな手だてを講じていかなければならないと思っております。

何せ、何遍も言いますけども、尾鷲市は50年来人口減少が続いているという状況の中で、じゃ、何をすればいいのかということでもありますけども、本年度からですけども、空き家調査を始めております。その空き家調査を、住む場所としての位置づけをして、それと働く場所等との連携の中で、生産者年齢の、生産者人口の増加を図っていく必要があるんじゃないか、若者の力をかりて地域を元気にしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

そういった意味で、人口推計については大変危惧をしているところであります、何らかの対策を早急に打つ必要があるということで、今さまざまな試みをやっているところであります。

議長（高村泰徳議員） 2番、内山議員。

2番（内山花静議員） ありがとうございます。いろいろ施策を打ち出しておるということで、ぜひ頑張ってくださいと思います。

私たちの委員会が今回、兵庫県の相生市というところへ行って、尾鷲市の場合やといと、人口が35年ぐらいから現在まで、約1万5,000人ぐらい減少したんですけども、ここの兵庫県の相生市というところも、昭和49年からかな、現在まで1万人ぐらいの減少ということで、子育て支援事業ということで、私らはちょっとそれを視察に行ったことがあるんですけども、その相生市のほうにおきましては、11の施策をして、何とか減少人口をとめなければならないということで、いろいろな施策をやっておるということをお聞かせいただいたんですけども、いろいろの大変ユニークな施策をやってるということで、そういう施策は、例えば、若者定住するためにはどのようにしたらええんかとか、子育て、子供が生まれたときには幾らぐらいの助成を出すとか、給食費を無料にするとか、医療費を中学生まで無料にするとか、11の施策を打ち出しておったんですけども、尾鷲市にそういうような施策はあるでしょうか。お聞きします。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 相生市では、さまざまな子育て支援策を展開することによって、定住促進とかまちの活性化につなげていこうと努力されており、厳しい財政でありますようですが、主な子育て支援施策を11の鍵と位置づけて展開しておるようであります。

具体的な事業としましては、出産祝い金や新婚世帯家賃補助などの奨励金交付事業、幼稚園や小中学校の給食無料化事業のほか、保育料軽減事業や子育て応援券交付事業も展開されておりまして聞いております。

何も、子育て支援の策というのは、そういったものに限らず、広範囲に考えられるわけですが、本市の特徴をあらわす一つのデータがあります。これは平成23年のデータなんですけども、合計特殊出生率が1.86、県下で1位なんです。これは、今まで尾鷲市役所で保健師さんが取り組んでおります妊婦・乳幼児健診とか相談業務、あるいは保育園で実施していただいております特別保育の充実とか、児童公園の整備とか、都市部にないコミュニティということがあること、さらに親子や子供たちが参加できるイベント等が官民挙げて開催されていることなどから、こういったデータを見ると、本市が、子供を産み育てやすい環境にあるんじゃないかなというふうに思っております。一つの大きな力として、地域のコミュニティ、地域のつながり、そういったものが子育て支援の大きな力になるんじゃないかなというふうに思っております。

本市では今後も、子供の育ちを支える家庭、地域づくりを推進していくため、現在、尾鷲市子ども・子育て支援事業計画というのをやっておりますけども、これまで以上に子供を産み育てやすいまちづくりとすることを目標にした計画として施策の推進に取り組んでまいりたいと思っておりますし、もう一つは、教育ビジョン、要するに教育の力というものによって、住みやすいまち、子育て支援をすることによって、尾鷲市の魅力を発揮するようなことにならないかなというふうに思っているところであります。

議長（高村泰徳議員） 2番、内山議員。

2番（内山花静議員） わかりました。

少し質問は多岐にわたっておるし、多かったので、時間の配分がなかなかわからないんですけど、先ほど地場産業の体験のことをちょっと述べていただいたんですけども、子供たちが尾鷲に住みやすい、これ、先ほど、尾鷲に住みたいと子供のアンケートのことをちょっと言われましたね。昨年よりことしのほうが多いと、65%が73%になったということなんですけども、教育長、これ、私も長年子供を指導しておるんですけども、やはり子供らが尾鷲に、高等学校、大学を卒業して、ここに残らないんですよ。そういうことを、あくまでも尾鷲に住みたかって尾鷲に住めない、今はそういうような状況なんです。そのことをわかってほしいなと私は思うんですけども。

そのためにはやはり、これは市長さんのほうにも飛んでいくと思うんですけども、働く場所づくりとか、そういうほうを重視してほしいと思いますんですけども。教育長、いかがですか。

議長（高村泰徳議員） 教育長。

教育長（二村直司君） 私自身は、定住人口の増加というのは、本当に息の長い取り組みが必要だなというふうに認識しております。人口減少とか過疎化による空洞化以上に、教育の面から考えたときに一番恐れておりますのは、諦めの空洞化、また、誇りの空洞化というのが、私は深刻な問題であろうというふうに常々考えております。

そういった点でやっぱり、大人がこのふるさと尾鷲のすばらしさを改めて認識すること、それと、今、次代をつくるおわせ人として育てようとしている子供たちが、このふるさと尾鷲のよさをしっかりと知ること、これがやがては、この空洞化に挑戦し、新たな人口の増加を生む起爆剤になるということを期待しております。

そういった点で、利便性、快適性、経済価値だけに軸足を置いた、そういった定住人口の増加のみに地域の活性化があるというふうに、私自身は考えてはおりません。それとともに、豊かな自然や歴史、文化に恵まれたこのふるさと尾鷲の地域資源、人と人とのきずな、生活の質や心の豊かさをもっと軸足に置いた、そういった取り組みも必要だろうというふうに考え、教育ビジョンを策定しております。そういった点で、結果として地域に人が定着していくことを目指す、それが教育のあり方であります。

ですから、今後、尾鷲からたとえ離れた子供たちであっても、また、人たちであっても、Uターン推進の成否というのは、尾鷲で育った若者が帰郷しようという意識を強く持つことだというふうに思っておりますので、そういう意識づくりが、今、教育の中では重要だろうというふうに認識しております。

議長（高村泰徳議員） 2番、内山議員。

2番（内山花静議員） 教育長といたしましては、意識づくりが必要だということで、よくわかっております。この定住促進化についてはまだまだ述べたいことがたくさんあるんですけども、ここに総務省とか、インターネットでとったのは、こういうことをやっておるよということを述べて、したいんですけど、これは次の、次回に置いておいて、スポーツのほうに入らせていただきたいと思います。

先ほど市長も教育長も、スポーツに対しては、やっぱり昭和年代に建てられた

スポーツ施設ばかりで老朽化が激しいということで、これはわかっていただいておりますんだなということは私もわかっています。ただし、野球場にしてもテニスコートにしても体育館にしても、やはりそこで競技する人が非常に危険性があるよということも頭に入れておいてほしいと思います。これ、一つずつ言いよると、かなり時間がかかるので、これだけは私はお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

先ほどから、村田議員、それから三鬼和昭議員から、スポーツのことをちょっと、小原野のことを言われておったんですけども、私も常々、小原野開発についてのことを今回もやりたいなと思うんですけども、両議員さんが言ったということで、ちょっと控えさせていただきたいと思うんですけども。

プールについて、これは、市民プールについては私も、県立のスポーツ施設、プールをつくってはいかがですかというのも数年前に一般質問したことがあるんですけども、いまだにそういうような話が一切、私、回答もいただいておらんのですよ。

それで、私も、今までトップスイミングのほうへお邪魔しておったんですけども、約3年間、週に2回ぐらいトップスイミングのほうへお邪魔しておったんですけども。子供ら、乳幼児から中学生、高校生までの子供たちが、あそこの矢浜のトップスイミングのほうで、本当に健康のため、また、自分たちの技量を磨くために一生懸命にやっておるのを目の前で見ておったんですけども、この中には、副市長さんも会員で入られて、健康増進か競技のほうでやっておるんかわからんですけれども、来ていただいておったということで、非常に喜ばれる施設であったと思いますんですけども。

副市長さん、あのトップスイミングのことについて、何かありましたら、市民プールについて何かありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

議長（高村泰徳議員） 副市長。

副市長（山口武美君） 私の個人的な利用について、内山議員のほうから話を向けていただきましたので、若干述べさせていただきます。

8月に就任しまして、まずもって喜んだ一つに、プールがあったんです。と申しますのは、私、平成元年から3年間尾鷲にいたときに、トップスイミングに通っていました。それで、じゃ、今回も通おうかなという思いで通わせていただいた。8月、9月は、どちらかという1回きり行くような形、10月から会員になったんですね。そうしたら、10月に、上から鉄骨が落ちちゃったと。

何か自分が悪いことをしたのかなという思いがあったんですけども、それはさておいて、行った回数はわずかなんですけども、そのときに私の横で泳がれていた年配の方々とか子供たちの姿というのは、わずかな間だったんですけども、目に焼きついております。

それが、この前、8,000人ぐらいの、9,000人ぐらいの御署名をいただいて、わずか、先ほどの人口の話じゃないですけども2万人を切ろうとしていると、そういう中で1万人近い署名があったと、そういう重みというのは、私としても十分理解しております。

これにつきましては、先ほど市長の答弁の中で、健康づくりであるとか、すばらしい成績を残した方々については早期に、早急にできる対応をしたいという話と、それと市民プールについては、また別途いろいろな計画の中でやっていくという話があったかと思っておりますので、私どもとしましては、執行部の一員として、そのような考えのもとで進めていきたいと思っております。

議長（高村泰徳議員） 2番、内山議員。

2番（内山花静議員） このプールについては、陳情を出されている、私、委員会の委員長ですので、また委員会で、このプールについてはいろいろ述べさせていただきたいと思っております。

次に、もう時間がなくなってきたので、清掃センター、すなわち新ごみ処理施設のほうへ入らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほど市長の答弁では、これは8月ですか、8月に2市3町の首長で話し合われたんですか。それで、この11月に2市3町の担当の方が話し合いして、いろいろの話し合いをしたということなんですけども、先ほど答弁にありましたように、やはり土地の選定とか、いろいろの話し合いをされたそうであります。どこからも、いろいろの、そういうような土地の選定とか、環境アセスとか、どこにどうしたらよいかというようなものの討論をしたと思っておりますんですけども、まだまだこれについては前進はしないと思っております。

先ほど、単独の場合のことも聞いたんですけども、単独ですというのは、やはりお金がかかるという話をお聞きしています。これ、約、単独でする場合やといと、23億ぐらいですか、かかりますと。ただし、2市3町でするといと13億ぐらい、約10億ぐらい安くなると。

その辺については、やはりごみの排出量とか人口割とかもあるということなんですけども、そこでちょっと聞きたいんですけども、年間で、今、ごみ袋有料化

になって、4月から施行されたんですけども、やはりごみの減量が今順調にいておるといことなんですけども、課長、大体月にどれぐらいの減量になっておるんか、年間でどれぐらいの減量になっておるんか、わかったらお聞きしたいんですけども。

議長（高村泰徳議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） お答えします。

一応この4月から11月の実績なんですけども、市のパッカー車で収集しておる量の削減なんですけども、8カ月で852トン、月平均にして106トンほどの減少をしております。それと、清掃工場への直接の持ち込みということもございいますので、焼却量の比較におきましては、8カ月で約1,130トンの減少となっております。月平均にいたしますと、141トンの減少となっております。

議長（高村泰徳議員） 2番、内山議員。

2番（内山花静議員） もうかなりの減量化になっておると、市民にごみ袋有料化になってから浸透してきたんだなと私は思いますんですけども、新しいごみ処理施設を建設する場合には、やはりこれ、トン数によって建設費用も変わってくるでしょう。そういうこともやっぱり鑑みてごみの減量化というのはよかったのかなと、このごみ袋の有料化というのはよかったのかなと私は思うんですけども、また、分別のほうにもよかったのかなと思うんですけども、やっぱりこういうことを全面的に見て、早急に新しいごみ施設をつくっていただきたいなと思うんですけども。

それと、課長、これは市長に聞いたらええんかな、2市3町でやるということのはわかるんですけども、やっぱり2市3町では、普通の今のごみ処理施設とRDFというのがあるでしょう。これは紀北町、御浜町ですか、そういう中で、三重県のほうのRDFはもう中止になるんでしょう、32年で。そういうことを考えると、もうあと7年しかないということで、私らも今回の委員会で視察してきた兵庫県の朝来市の、南但クリーンセンターというところへ行ってきたんですけども、ここでもやはり、土地の選定してから10年かかっています。

ここに、私、ちょっと一般質問するのいろいろ調べておったんですけども、これ、昭和20年に熊野市と紀北町と尾鷲市で、コンサルに頼んでつくった資料やと思うんですけども、新しいごみ処理施設をつくるということでやっていたね。その中で、この話の中で、約6年かかるよということで、金額も全部載っています、これには。どれぐらいかかるよということで、これでも最短で6年か

ら7年、普通やったら、これが順調よういっておったら、来年稼働するという  
ことになっていましたね。

そういうことを考えると、今、市長、新ごみ処理施設は、早い回でこれを  
建設しなければ、もうとてもやないけど間に合わんよと。

それと、先ほど1回目の質問にも言わせていただいたんですけども、やはり毎  
年1億円強の修理費がかかっていますよということを頭に入れてほしいんですけ  
ども。この南但クリーンセンターでも、4町、養父市というところと朝来市が4  
町集まって、2市でつくったクリーンセンターだったんですけども、ここは約7  
0億ちょっとかかっています。それでも、いろいろの補助をもらうてやったとこ  
ろ、一般財源が2億2,000万でできたという話を聞いてきています。

やはり、早急にやれとは言いませんけども、そういうようなことも、課長、や  
っておるんでしょう、これ。こういうような資料はあちこち引っ張り出してきて、  
本当に早い回に新処理ごみセンターをつくっていただきたいと思いますんで、よ  
ろしく願いいたします。

市長、この件について何かありませんか。このごみ問題について。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 遅いぐらいですけども、そういったいろんな思いの中で、私が  
働きかけて、4市町の首長さんに来ていただいて、話をさせていただいたという  
ことであります。これから急がなければなりませんけども、頑張っって皆さんと協  
議をしていきたいと思っております。

議長（高村泰徳議員） 2番、内山議員。

2番（内山花静議員） それともう一つ、先ほどごみ袋のことを言わせていただいた  
んですけど、質問の中で。このごみ袋にも、市民に浸透されていると思いますん  
ですけども、やはり高い、そしてごみ袋が大きい、破れやすい、そういうような  
話をよく聞くんですよ。それで、やはりひとり暮らしの方とか高齢者の方とか何  
かにすると、ごみの排出量というのが少ないんですよ。そうすると、15リ  
ットルやとかなり大きいように思うそうでございます。

そういうことを考えると、10リッターぐらいのごみ袋をやはりつくって  
いただきたいなと思いますんですけども、先ほどの答弁では、今のところ考えて  
やっていますよという答弁をいただいたんですけども、やはり、今、課長、その  
ごみ袋、在庫あるんでしょう、前つくった在庫が。かなり残っておるということ  
で、その在庫が全部出てから、こういうことを考えていくんでしょうか。

議長（高村泰徳議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） 基本的には、現在の在庫の部分をほとんど販売した後に、新しいものが出ていくというふうな形を考えております。現状では、26年度の後半あたりまで、在庫としては残ってくるのかなというふうな予測でおります。

議長（高村泰徳議員） 2番、内山議員。

2番（内山花静議員） 26年度の末まで残ってくるというと、新しいごみ袋は、大体27年度の初めぐらいに、1年待ってくださいよということやね。

新しくできないんでしょうか。そういうような10リットルぐらいのごみ袋をつくるということは。やっぱり、在庫が全部出てから新しいのをつくると、そういうことですか。

議長（高村泰徳議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） 現在ない10リッターの袋、これにつきましては、26年度の当初に製造するような考え方でおります。

議長（高村泰徳議員） 2番、内山議員。

2番（内山花静議員） わかりました。

少し多岐にわたって質問したかったので、どこがどこやらさっぱりわからななだんですけども、ぜひ私の言ったこともわかっていただいて、スポーツの件についても、第6次総合計画の中の人づくり、それから、やっぱり定住人口のことも考えていただき、住みやすい尾鷲市をつくるように、市長、頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

これで私の一般質問を終わります。

議長（高村泰徳議員） ここで、10分休憩いたします。再開は2時半にいたします。

〔休憩 午後 2時20分〕

〔再開 午後 2時30分〕

議長（高村泰徳議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、9番、榎本隆吉議員。

〔9番（榎本隆吉議員）登壇〕

9番（榎本隆吉議員） それでは、通告に従って、一般質問をさせていただきます。

中国の范仲淹という人が書いた『岳陽楼記』という書物の中に、先憂後楽という言葉があります。その意味は、天下の憂えに先立ちて憂え、天下の楽しみにおくられて楽しむ、すなわち天下の安危について真っ先に憂え、楽しむのは人より後にすることということで、政治家の心構えを説いた言葉として有名であります。



今日、天下の憂え、人々の心配事は何かといえ、言うまでもなく東海・東南海・南海地震と派生する津波のことです。

尾鷲において、内閣府発表の17メートル以下の浸水域に居住する人たちは、津波という言葉は聞いては胸を痛め、1日の心身の疲れを癒やす入浴時においても、今地震が揺って津波が来たらと思うと、おちおち入浴もしておれない、また、夜中、真っ暗闇の中でふっと目を覚まし、東北の海岸を襲う津波の状況が頭をよぎると、身震いがおさまらないと言います。

私は、現在、賀田区の区長も兼務しておりますので、これら地区住民の皆さんの訴えを聞くにつけ、この心配が少しでも和らげられないものかと思ひ、区の広報紙を通して、地震や津波なんかには負けない精神力と逃げ切れる体力をと呼びかけたり、また、市の防災危機管理室の協力をいただいて、避難路の整備、誘導灯の設置、ハザードマップの作成や配布を行っております。

市においても、限られた予算の中で、防災危機管理室を中心に、着々と準備されている話はよく耳にしますが、さきの市民の憂え、安危を少しでも取り除き、先憂後楽、事の前に十分な準備をし、事後に少しでも楽が来るように、一層の奮励努力をお願いしたいと思います。

さて、その地震津波の防災・減災を考えると、自助、共助、公助の三つのことが言われ、一般に自助が7割、共助が2割、残りの1割が公助だと考えられておりますが、その割合は、場面場面において大きく異なるものと思われ、その場面というのは、津波や地震の事前、そして事中といいますが、そのとき、そして事後のことです。

正確な情報を収集して人々の注意を喚起し、事後のことを考えて大規模な準備、備えをしておくのは、100%公助でないとできないことだし、津波、地震が実際に襲ってきたそのときは、ほぼ100%自力によらなければならないと思われ、

そのために尾鷲市は、他に先駆けてエリアワンセグの設置を行い、市内4ビルを避難ビルと指定し、奈良県上北山、大阪府摂津市、福井県大野市、岩手県釜石市の4都市と防災時相互応援協定を結ぶ等の諸施策を実施しておられるものと思ひます。

そんな中であって、私は、前回の一般質問において次のようなことを問い、提案いたしました。

その1は、尾鷲市はもっと具体的な防災実施総合計画を策定すべきだ。旧町内

における、自主防災会の早急な組織化を図るべきだ。危機管理室の人的・物的強化を行い、市長不在のときの指揮官としての防災監の配置を考えるべきだ。このことは図らずも、ことし10月16日の台風26号の伊豆大島での大災害で実証されたと思います。そして、四つ目に、尾鷲小、尾鷲幼稚園の子供たちの避難路の早急な確保と、中村山の整備をお願いして、今、その計画が実行されようとしています。

少し前置きが長くなりましたが、今回は、地震、津波による被災後に対する事前準備についてお聞きし、私の提案、提言を申し述べたいと思います。

まず、平成22年3月に策定された尾鷲市都市マスタープランの防災拠点の項には、将来予想される東海・東南海・南海地震に対応するため、防災施設や避難施設が立地する尾鷲港、尾鷲病院、東紀州（紀北）広域防災拠点を防災拠点として位置づけますと明記されております。マスタープランが策定されて以来4年がたとうとしていますが、これら3拠点において、現在どのような取り組みがなされ、将来的にはどのような対策がなされようとしているのか、お聞きしたいと思います。

次に、地震・津波発生時から時間を追って、その避難形態について考えてみたいと思います。

まず第1段階として、地震が揺った直後、緊急に一時的に避難する施設や場所。次に第2段階として、地震・津波が襲い、被災をし、やがておさまった後の2次的な短期生活を送る避難所。そして第3段階として、長期的な仮設住宅などが考えられると思います。

これら三つの形態といたしますが、場面を考えたとき、尾鷲市にあっては、どうしても旧町内と周辺部という二つのエリアで考える必要があるかと思えます。

周辺部にあっては、海即山という地形が多い中で、地震が揺って1メートルの津波が来るといふ4分間でも、崖崩れや地割れなどの不測の事態がなければ、ある程度の高さまで逃げることが可能かと思われまふ。すなわち、第1段階の緊急避難場所の確保がしやすいということでありまふ。

また、2次的な短期避難所の確保にしても、まだまだ地域共同体意識や共助精神の残っている周辺部では、流出を免れた家屋の間借りや空き家の拝借、また、学校や教員住宅、寺社仏閣の建物の利用などが考えられまふ。その意味において、利用可能な学校や教員住宅の耐震化が急がれるところまふ。

問題は、旧町内でありまふ。私も今回の質問に当たり、港町や朝日町あたりか

ら中村山や桜茶屋などの避難場所まで歩いてみましたが、どうしても15分や20分、お年寄りでしたらそれ以上の時間がかかってしまいます。そうすると、旧町内にあっては、発災時の緊急一時避難場所は、避難タワーや避難ビル、また、最近見直されています命山の建設や、また、時間を稼ぐという意味においては、自動車での避難ということも、視野に入れなければならないかもしれません。

新しく建設しなければならない避難タワーや命山の論議はさておいて、今回、私は市が指定、協定を結んでいる中井町のクラウンコーポ、朝日町のNTT尾鷲ビル、北浦町のホテルビオラ、矢浜のあいあいの丘の四つのビルを回り、その状況を見せていただきました。

災害時は、デイスービスを置く6階を避難棟にして、プライベートルームに間仕切れば、最大250人の避難者を収容できると準備をさせていただいているあいあいの丘は別格にして、ホテルビオラは、屋内階段とは別に、外づけで幅1メートル余りの階段をつけていただいております。2人の大人が肩を貸して登れる十分な階段幅が確保されております。また、外部の標識も、入り口と高いところと2カ所につけられていて、入り口の標識には、日本語、英語、中国語、ハングル、スペイン語での案内があって、避難ビルとしての体裁を整えていただいているなど感じました。

また、中井町のクラウンコーポは、外づけの階段が2カ所あり、施錠もなく、誰でも自由に避難できるようになっていますが、標識が小さなもの一つしかなく、もう少し市民に避難ビルとしての存在を知らしめる工夫が必要ではないかと思いました。

問題は、NTT尾鷲ビルです。NTTという巨大企業の建物で、通信という国家的事業を負うビルとの協定は大変な苦勞をされたと聞きますが、8月26日の避難訓練時の不評や、実際に視察しての感想としては、何とかもう少し使い勝手のよいように交渉できないものかということでもあります。今のままだと、せっかく協定を結んでも利用者が少ないのではないかと思います。

また、先ほども申しましたが、避難手段としての自動車の利用については、いかがなものでしょうか。10月31日の中日新聞の記事に、以下のような記載がありました。

避難の際、移動手段も問題になる。内閣府などによる調査では、東日本大震災の避難で、車で避難しないと間に合わない、安全な場所が遠いなどの理由で、車を利用した人が多かった。これが渋滞を引き起こす原因となり、信号の停電など

と相まって、多くの車が津波に飲み込まれることにつながったと否定的な見解を述べながら、一方では、こうした実情を受け、石巻市は東北大と連携し、車で安全に逃げるための研究を始める、どの道路が渋滞しやすいかなどの結果を来年3月末をめどに報告書にまとめる、市危機対策課の担当者は、避難場所が近くにならないなど、地域の実情も考えてルールを決めたいと説明するとあります。

自動車での避難については、群馬大の片田先生も一考の余地があると述べられており、災害要援護者の避難、避難後の生活等考えると大変なメリットもあるのですが、市としては研究する用意はないのかどうか、お聞きしたいと思います。

以上、避難ビルの表示、N T Tビルの階段幅の改良、また、自動車での避難等についてのお考えをお聞きしたいと思います。

次に、仮設住宅等の整備が整うまでの短期避難所生活についてであります、これは、体育文化会館や各学校等での集団生活になります。市のほうでも、ことしの2月23日、体育文化会館を会場に、1泊2日の避難所体験訓練を実施し、44名の方が宿泊体験をしました。私も参加させていただきましたが、想像以上に厳しいものでした。そのときの感想を書き残していただきましたので、少し披露させていただきます。

避難生活体験とはいっても、1泊2日の限られた時間で、終わればすぐに家に帰られるという余り切迫感のないものであったが、真剣に反省してみると、被災後のけが、精神的ショック、将来への不安、食べること、寝ること、排せつすること、時間を潰すこと、他人とのつき合い、お互いのわがままと気遣い、疲労、いら立ち等々、本当に大変な状況になると思った。そして、その大変さを少しでも軽減するためにも、想像して覚悟し、物心両面からの周到な準備が大切だと改めて考えさせられた。それにも増して思ったことは、今の平凡な日常のありがたさと、ああ、神様、どうか自分が生きている間に地震、津波が起こりませんようにというわがまま勝手なことでしたと書いていました。

この緊急避難所の集団生活は、若い人はもとより、高齢者、病気をされている方、障害者等にとっては相当過酷なものであり、一刻も早い仮設住宅等の建設が急がれるところだと思われまます。

その第3段階としての仮設住宅であります、もちろん、今から仮設住宅を準備するというわけにはいきませんが、その土地だけは準備、確保しておいたほうが賢明ではないかと思ひます。

それは、発災すれば、ブルドーザーやダンプカーなどの重機は、行方不明者の

搜索や当面の瓦れきの処理などに追われ、仮設住宅建設用地の造成までなかなか手が回らないでしょうし、あらかじめ土地を準備しておけば、国などから建設用材が届いても、即対応できるからであります。

ところで、さきの県議会において、ある議員の質問に対して県は、応急仮設住宅の必要戸数は、3万4,000棟から5万2,000棟は必要だと答弁しておりますが、尾鷲市では何棟ぐらい必要で、その用地の確保についてはどのようにお考えでしょうか。

以上、答弁をお願いいたします。

議長（高村泰徳議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） まず、尾鷲港につきましては、平成23年度に三重県による第4岸壁の耐震工事が完了し、さきの12月1日には、この耐震岸壁を利用した巨大津波対策の合同訓練が行われるなど、大規模地震等の発生時における緊急物資等の輸送拠点や経済活動維持のための物流拠点としての整備が図られております。

尾鷲総合病院は、東紀州の災害拠点病院となっており、災害時に備え、入院患者の食料、医薬品、医療材料は約5日間分確保しております。施設の電源は、新棟が停電から約1分以内で非常用発電が稼動し、本館では常用発電から自家発電に約5分間で切りかわり、約3日間発電可能となっております。

また、職員が、DMAT、災害派遣医療チームであります。DMAT等の各災害救助資格を取得し、的確な災害救助ができる体制を整えております。

備品関係では、本年度に、県の地域医療再生事業補助により、大型テントを4張り、衛星電話を1台等購入する予定であります。

また、東紀州広域防災拠点につきましても、現在、尾鷲総合病院と連携し、ドクターヘリの離発着場として活用されており、災害復興のための資材置き場用地としても位置づけられております。

将来的な構想としましては、尾鷲都市マスタープランにありますように、各防災拠点間のアクセス向上に向け、市内幹線道路の整備を図っていく考えであります。

次に、避難ビルの表示についてであります。

あいあいの丘については、協定を締結させていただいた後に、夜間でも視認できるソーラー式3カ国語表示板を設置しており、ホテルピオラにつきましても、株式会社キクテックの地域貢献として、3カ国語表示板を設置していただいております。

ります。また、N T Tビルには、2カ所に大型の表示板を設置しております。

議員御指摘のクラウンコーポにつきましては、従来型の表示板であるため、設置から年数も経過しており、他の津波避難ビルと同じような表示に変更していきたいと考えておりますが、クラウンコーポは、他の施設と比べ、余り高くないこともあり、現在進めている新想定でのシミュレーションをもとにした避難施設の再検討とあわせて、表示についても検討を進めるとともに、ハザードマップやホームページなども活用し、避難ビルの場所等の周知を進めてまいります。

次に、N T T尾鷲ビルにつきましては、平成25年1月にN T T三重支店と、津波時における一時避難施設としての使用に関する協定を締結し、一時避難施設として現在運用しておりますが、議員が言われますように、階段の幅が広く、1段の高さも低いほうが、高齢者等の避難には有効的であります。このため、N T T三重支店とは、よりよい避難施設として使用していくために、今後ともさまざまな協議を進めてまいりたいと考えております。しかし、民間の施設をこのような津波一時避難施設として使用する場合は、既存の構造物を使用することが原則となっておりますことも御理解をいただきたいと思っております。

次に、自動車での避難についてであります。津波時における自動車の利用はさまざまな危険性を有していることから、徒歩による避難が原則とされておりました。しかし、東日本大震災では、自動車での避難した人は全体の57%との報告があり、原則と実体との乖離が生じております。さらに、自動車の利用により救われた可能性のある避難者がある一方で、自動車内で発見された犠牲者も多く報告されています。このことから、自動車での避難は、被害を増大させる側面と軽減できる側面をあわせ持っていると思っております。

賀田地区におきましても、自動車での避難訓練を実施し、検証を進めていただいておりますが、平野部やリアス部など地形的な要素や、交通渋滞による遅延、液状化や倒壊家屋による道路状況、徒歩避難者への影響など、さまざまな要素を勘案しなくてはならない課題でありますので、内閣府や本市防災アドバイザーである片田先生などが進めている自動車での避難についての調査や研究に関する報告等を参考に、慎重に考察していきたいと思っております。

次に、応急仮設住宅の必要数であります。平成17年度の三重県による東海・東南海・南海地震の同時発生の被害想定では、地震の揺れ、液状化、崖崩れ、津波による流出、焼失などによる本市の家屋の全壊が約4,900棟で、仮設住宅必要数が、その1割の490棟と想定されております。これは、現想定であり

ますので、新しい想定ではこれを上回るものと考えております。

建設用地の確保については、本市地域防災計画で、市内の公園、緑地、広場や、市、県、国の用地、必要に応じて民有地を借り上げて行うこととなっております。このほか、広域的な自治体と災害時における相互応援協定の締結を進めており、市外の自治体への一時的な受け入れ等についても、連携体制の構築を図っております。

議長（高村泰徳議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） 第1の質問のほうですけども、被災後の救援とか復興物資を尾鷲に運ぶ場合は、陸路、海路、空路と三つの方法があるかと思うんですけども、陸路といえば、当然42号線とか311号線とか、また、今度できた高速道路というふうなことになるかと思うんですけども、高規格の高速道路とはいっても、いつ山が崩れてくるやら、また、橋脚が倒れるやらわからないというふうな中で、もしそういうふうなことが一カ所でも起これば、なかなか陸路というのはその時点でもとまってしまうという中で、そうすれば尾鷲は、陸の孤島化してしまうわけです。

そうなったときにはやはり、海からの海路、そしてヘリコプターによる空路の物資の輸送というふうなことが主になるかと思うんですけども、そういう意味において、尾鷲市の岸壁は耐震化してもらったというふうなことでですけども、これからもぜひとも空路、海路の充実に向けて、なかなか多額の予算がかかると思いますので、県や国とも連携を密にして、充実した海路、空路の確保をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

次に、避難ビルについての回答ですけども、クラウンコーポについては検討するというふうなことでしたけれども、これからまた、私もクラウンコーポの屋上から見てみたんですけども、確かに余り高い建物はないうし、隣に内山病院もありますけども、多分病院の患者さんとか上へ上げんならんとということで、市民は利用できないでしょうけども、あと、郵便局等もありますけども、やっぱり郵便局等も低いというふうな中で、一番いいのは、緊急に高いところへ高いところへ逃げると、緊急避難ビルというのは、避難ビルというのはやっぱり緊急的に逃げおくれた人たちが逃げる場所というふうに認識しておいたほうがいいのではないかなというふうに思いますけれども。

しかし、NTTビルについては、まちの真ん中にあるということで、屋上で25.7メートル、200人の避難者を収容できるというふうなことになっておる

わけですけれども、今の階段のままでは、1人が上るのがやっとなような状態で、2カ所階段がありますけれども、あそこ200人幾ら収容できるといっても、行ってから、だーっと階段を皆が一気に駆け上がるというふうなことは、100段近くあるようですけれども、かなり難しいと。

この間の防災訓練のときにも、お年寄りの人は1階まででやれやれというふうなことで、これなら中村山公園へ逃げるといふ人のインタビューは二、三ありましたけれども、確かにああいうNTTというふうな中で、もう一つ外枠の階段をつけさせてくれとか、そういうふうなことも難しいかと思えます。

私も、JRの駅で、賀田駅ですけれども、線路をまたいで逃げるような方法を考えさせてくれというふうなことで、階段をつけてもらう運動をしたんですけれども、なかなかうんと言ってくれません。前防災室長の川口さん、また、今の大和さんにも、何遍もJRと交渉してもらって、市長もしてくれたかわからんですけれども、やっとなつたというふうなことで、大企業というのは、非常に頭がかたいと言うと失礼ですけれども、原理原則論で押してくるものですから難しいでしょうけれども、やはり200人の方が逃げられる、まちの真ん中にあるあれだけの大きな建物というのはほかにないでしょうから、何とか頑張って交渉していただいて、逃げられるようにしていただきたいなど。その辺については後ほど、NTTとの避難階段については、ちょっとまたどういふふうなものなのか、状況を答弁していただきたいと思えます。

それから、自動車での避難ですけれども、自動車に乗っていて地震が揺った場合は、左側の路肩に寄せて、キーをつけたまま逃げるというのが原則で、自動車は乗ってはいけないというふうな暗々裏の約束のようなのがありますが、先ほど市長も言われたように、実際には自動車で逃げる人が多いわけです。僕たち賀田の、自分らの話ですが、賀田の場合も、以前あったときには、たくさんの人が自動車で、自動車で逃げないようにと言ったにもかかわらず、自動車で逃げると。

考えてみると、自動車で逃げればやっぱり早いですし、そして何百万もするような財産である、それをみすみす津波で流されるというふうなことも口惜しいですし、また、災害要援護者を乗せてすぐに逃げられるとか、それからまた、持ち出せるものも、要領よく車に積み込んで逃げれば、たくさん持ち出すことができますし、また、逃げた後も、小さいですけれども、やっぱり自分のプライベートな空間というか、個室を確保することができるとか、また、被災した後も、自



動車があればどこへでも移動が可能だというふうなもろもろのことを考えると、やっぱりどうしても、車で逃げるなど、皆さん歩いて逃げてくださいというふうに訴えたとしても、それはやはり無理な面もあるんじゃないかなと。それならばということで、やはり研究しておく必要があるのではないかなというふうに思います。

そんなことで、この車での避難については、三重県も、ここに津波に関する三重県モデル事業実施報告書というものがありますけれども、この中にも、やはりこんなふうに書かれております。

東日本大震災や、さらに昨年12月に宮城県沿岸に津波警報が発令された際においても、多くの方が自動車により避難し、各地で渋滞が発生しました。津波からの避難は徒歩が原則とされている中で、このことは大変懸念すべき問題です。とはいえ、高齢者、障害者等の災害時要援護者が、徒歩では想定されている津波の到達時間までに避難できない場合には、自動車による避難を全く排除してしまうこともできないのではないのでしょうか。一定のルールのもとで、自動車による避難を認めることも検討しなければなりませんというふうに書かれていて、そしてまた、項を起こして、第3部の中には、自動車による避難というふうな項がありまして、国においても、自動車の避難を限界量以下に抑制するよう各地区で、地域で合意形成を図ると、その具体的な考え方は示されていないというふうに書かれておりますけれども、また、三重県においても、伊勢市と熊野市での取り組みにおいてというふうなことで、ここでも具体的な結論を得るまでには至りませんでしたというふうに書いておりますけれども、各地区でやはり自動車による避難というふうなことも検討されておるようですので、ぜひとも尾鷲市でも、その辺の検討を精力的にやっていただきたいなというふうに思います。

最後の質問になりました。仮設住宅の件ですけれども、いろいろな場所を考えておられるようですけれども、私も考えてみました。

例えば、光ヶ丘団地ですけれども、現在、光ヶ丘団地は戸数が108戸あり、入居者は92家族、築後40年はたっているようですけれども、耐震化できている戸数は72戸で、総面積が1万1,434平方メートルということです。もちろん入居者との話も必要ですけれども、あそこ全部を更地にして、五、六階建てのアパートなりマンションなりを建てて、いざというときにそこへ入っていただいて、更地を公園か何かにしておいて、いざというときにはそこに仮設住宅を建てるというふうな方法が考えられるんじゃないかなというふうに思うんですけれども

も。また、反面、何棟か、五、六階のアパートのようなものを建てて、港の近くにいるお年寄りの人たちに格安に入っていていただいて、老後を安心して送ってもらおうというふうなことも考えられないかなというふうなことを思っております。

以前、真井議員が、もう港のお年寄りたちは、もうわしらは津波が来たら死んだらええんやと、座して死を待つというふうなことを言っているお年寄りが多いというふうなことも言っておられました。やっぱり、地域のために、日本のために一生懸命になって働いてこられた方が、最後の何年間かをびくびくとしながら過ごすというふうな、津波、地震を心配して過ごすということも、非常にお気の毒なことですし、できれば、アパートとかそういうふうなものを建てて、お年寄りの人たちに入っていていただくというふうなことも考えたらどうかというふうなことも思うんですが、いかがなものでしょうか。

そのことに関して……。

議長（高村泰徳議員） 榎本議員。一問一答ですので、そのことを考えて言ってください。

9番（榎本隆吉議員） 済みません。じゃ、そこまでで回答をお願いします。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 市営住宅の光ヶ丘団地につきましては、建てかえの検討を行うに当たりまして、平成16年に入居者の意識調査を実施したところ、80%が住み続けたいという結果が出ておりまして、住みかえる意思のないことがうかがえ、現在も市営住宅に入居中であります。

沿岸部の、海岸部の方をということであれば、現在の市営住宅のシステムでは無理でありますので、といいますのは、現在の市営住宅は、一定以下の収入や住宅がないことが入居資格となっており、ほかに住宅を所有した状態で入居をすることができないというようなあれがあり、新しいシステムを考えればいいわけですが、現在の市営住宅としてのシステムではそういった対応はできないので、それをもしるのであれば、新しいシステムを考えていかなければならないというふうに思っております。

議長（高村泰徳議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） ルールというのは、そのときそのときに変えて適宜行っていけばいいですので、その辺についてはやはり変えるなりして、変えていただきたいなというふうに思います。

公営住宅云々の件ですけれども、お金もかかるというふうなことで、僕もいる

いる調べてみたんですけれども、これも新聞報道なんですけれども、老朽公営住宅の建てかえということで、民活促進へ支援拡充というようなことで国交省も老朽化した公営住宅の建てかえには、地方自治体への支援を拡充する方針だというふうなことで新聞にも載っておりますので、ぜひともその辺も研究していただいてやっていただきたいというふうに思います。

その辺についてはいかがでしょうか。

議長（高村泰徳議員） 建設課長。

建設課長（更谷哲也君） その件につきましては、国、県と協議しながら、どのように行ったら一番補助をいただけるか検討して、考えていきたいと思っております。

議長（高村泰徳議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） ぜひともその辺については、実現していただきたいというふうに思います。

それからあと、大きなところというと、小原野地区が挙げられるわけですが、ここは現在、3万3,238平方メートルの市所有の土地になっておるようです。きのうの三鬼和昭議員とか村田議員の中にもありましたけれども、総合スポーツ施設をつくるとか、また、全国のお年寄りの方に来ていただいと、また、物販物流センターのようなものをという話もありましたけれども、僕もこういうふうな防災の面から、小原野地区の仮設住宅を建てるための土地としては、小原野地区もいいのではないかなというふうに思いました。

市が持っている土地の北側になるんですかね、あそこにも、また民有地もありますけれども、あそこを含めるとかなりの広さになりますし、山辺のほうも、もし開発造成できるなら、その辺も早急に、早急というか、やっていただいて、できたらニュータウンのようなものができないかなというふうなことも考えてみたんですけれども、小原野地区の開発については、以前からずっと問題になっておるといふか、しなければならぬというふうなこともあるようですけれども、その辺については、防災の、仮設住宅の建てる場所としての考え方はないんでしょうか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 当然、小原野は、防災上の利用方法については可能だということで、今、地図等で周辺の状況も確認しつつ、どのような利用ができるのかということを探索中でありまして、いろんな利用の方法は、これからプロジェクトの中でやっていきたいなというふうに思っております。

議長（高村泰徳議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） そういうふうなことも含めて、地震・津波災害に強いまちづくりというふうなことで、国交省が中部地方整備局建設部都市整備課において考えておるようすけれども、これを見ると、尾鷲の市長も委員になっておるようすけれども、そのような中で、地震災害に強いまちづくりというふうなことで話し合われる中で、尾鷲市のまちづくりというのはどんなふうなことになっているのか、少し教えていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 津波、地震に強いまちづくりということで、グランドデザインとしましては、高台移転というような、全面的に高台移転というわけじゃありませんけれども、浸水域を意識した、そういった中での移転を中心に、今、議論をしているところであります。

議長（高村泰徳議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） 道の駅も含めて、新しい尾鷲のまちを、また、集客できるような構想をというふうなことをよく言われておりますけれども、この際、防災も絡めて、尾鷲市旧町内のまちづくりというものを抜本的に考えていく必要があるんじゃないかなというふうに私も思っております。

具体的には、非常に難しい問題で、こうしたら、ああしたらというふうなことは一言では言えませんけれども、港のほうはなるべく商業・工業都市のようにして、どんどんと浸水域から離れていくような住宅地を建設していくというふうなことも大事なのではないかなというふうに思っておりますので、また強いまちづくりの件と委員会の結果も持っていただいて、新しい尾鷲のまちをつくっていただきたいなというふうに思います。

そのほかに、各地区にも教員住宅などもたくさんあるかと思うんですけども、その辺の状況については、教育委員会はどんなふうにつかまえておられるんでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（高村泰徳議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（川端直之君） 教員住宅につきましては、今現在、施設としては19施設、部屋数としては44室あります。現在、入居の施設が4施設で、居室といいますか、入っておられる部屋が17ありまして、差し引き15施設が使われていない状況で、かなり、昭和20年から40年代の古いものとなっております。

教育委員会といたしましても、老朽化して住んでいない教職員住宅につきましては、一部危険なところもありますので、今後、財政課とも協議の上、取り壊していきたい、また、その後の活用については今後考えていきたいと思っております。

議長（高村泰徳議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） 教員住宅も含めて、以前から僕も言われていたんですけども、廃屋というか、教員住宅の入っていない廃屋化した住宅ですけれども、これは景観にたえないばかりか、ネズミやゴキブリの巣となったり、また、台風時の倒壊とか火災の発生、雑草の繁茂など、周辺への影響も多大なものがあります。予算がないというふうなこともわかりますけれども、ぜひともこの際、防災に絡めて、危ない住宅はもう早急に取り壊していただき、耐震化できるところは耐震化していただいて、いざというときには使えるようにしておいていただきたいというふうに思います。

それから、梶賀小学校なんですけれども、これも以前から言われておりましたけれども、早くあれも取り壊してほしいというふうな話も聞くんですけども、早く取り壊して更地にして、公園にでもして、地区の人に管理をお願いなりして、そして、あそこへ向いて地区のお年寄りの人たちが散歩に行くとか、あそこまで歩いて逃げる訓練をすれば、体力の増強にもつながりますし、そういう意味では、そういうふうな、この際、老朽化した校舎とか使えない教員住宅については、早急な対応をしていただきたいというふうに思っていますけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（高村泰徳議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（川端直之君） 梶賀小学校につきましては、先般、教育長とともに、地域の方、区長さんとも現場を見せていただきました。複数の方の議員さんにも同行いただいたんですが、確かに老朽化しておりまして危険だなという認識はしております。ただ、じゃ、これを、今後の活用方法はどうかとか、例えば廃材をどういうふうに処理するのかというのは、今後ちょっと協議していかなければならないと思っております。

教職員住宅につきましては、先ほども説明しましたように、危険なところから、できれば順番に、整備といいますか、取り壊していきたいと考えております。

議長（高村泰徳議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） 今回の質問については、地震が起こって避難して、そして短

期的に生活する場所、そしてまた仮設住宅というふうなことで、早急に対応していく必要があるんじゃないかというふうなことを申し述べましたけれども、やはり仮設住宅も、何年も入っていると大変にストレスがたまるということで、東北地震、東北大震災においても、この12月4日ですか、ちょうど1,000日目に入ったというふうなことで、かなり苦しい生活をさせられているというふうなことが新聞等にもよく出ております。

そういう意味においては、非常に難しい問題ですけれども、みんなで英知を集めて、少しでも住民の人が、津波が来ることはわかっているわけですから、安心して生活できるまちづくりをしておく必要があるんじゃないかなというふうなことを感じました。

用意した質問はそれだけですので、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（高村泰徳議員） 以上で本日の一般質問は打ち切り、あす12日木曜日、午前10時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 3時16分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員